

---

# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の 在り方と今後の推進方策について

## 答申(案) 参考資料

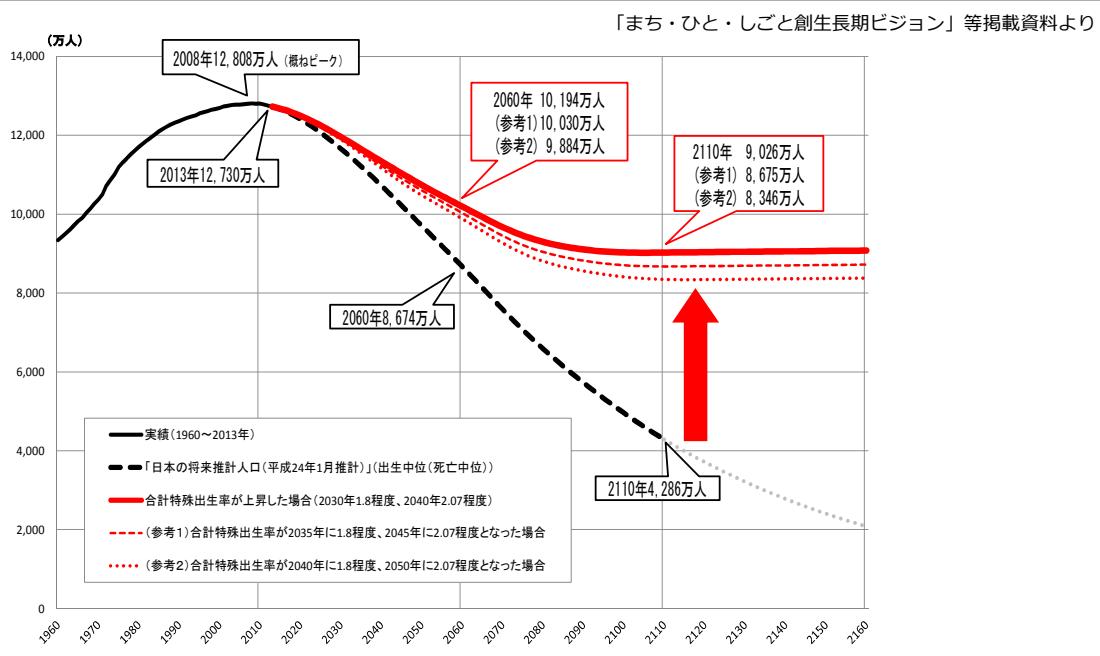
---

・社会的な環境の変化等の状況に関する参考資料	1
・教育改革の動向や地方創生の動きに関する参考資料	12
・学校運営協議会制度に関する参考資料	21
・これからのコミュニティ・スクールの在り方に関する参考資料	27
・学校と地域の連携・協働に関する参考資料	53

# 社会的な環境の変化等の状況に関する参考資料

## 我が国の人団の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね約300万人程度少なくなると推計される。



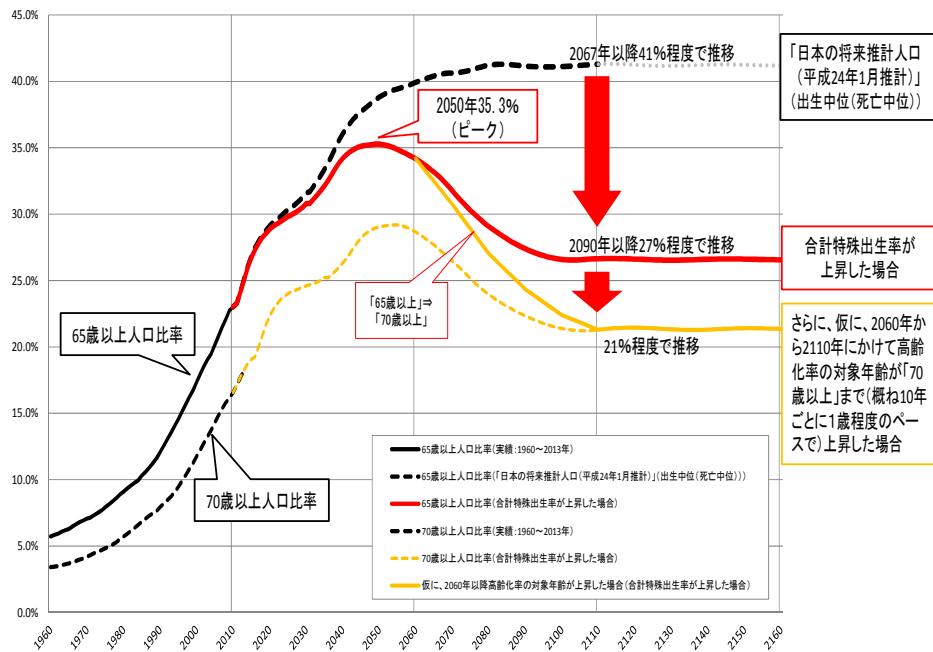
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、「まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年(1.8程度)、2040年(2.07程度)(2020年には1.6程度)となった場合について、「まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

## 我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

- 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、高齢化率（65歳以上人口比率）は、将来的に41%程度まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下するものと推定される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等掲載資料より



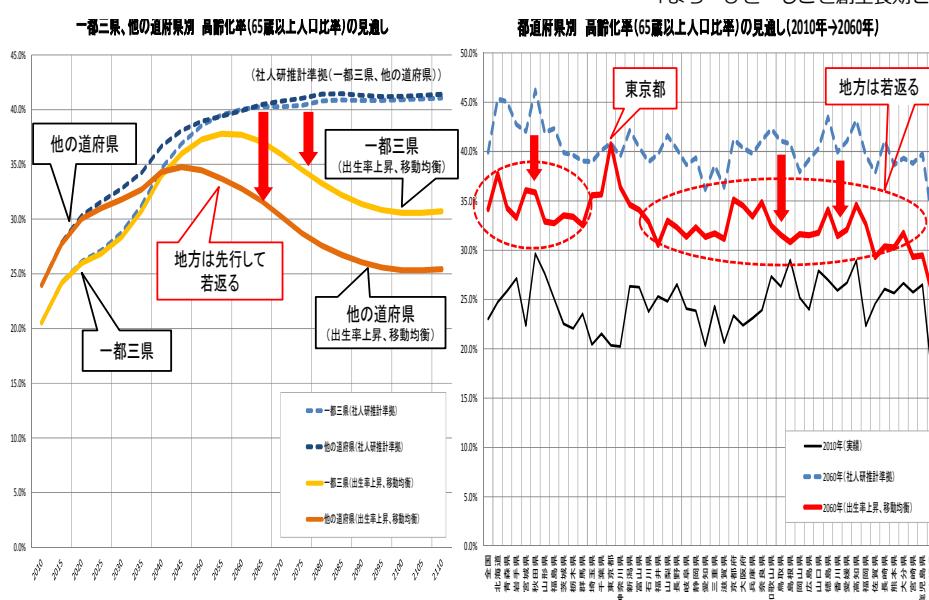
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査結果」「人口推計」による。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、「まち・ひと・しごと創生本部事務局」において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、「まち・ひと・しごと創生本部事務局」において推計を行ったものである。

## 地域別の高齢化率の長期的な見通し

- 現状のままで推移したとすれば、一都三県においても、他の道府県においても、2070~80年頃以降、高齢化率は41%程度で推移するものと推計される。
- 仮に、2040年までに、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ全国の合計特殊出生率が2.07程度まで上昇し、移動が均衡した場合には、高齢化率は、他の道府県では、2045年頃の35%程度をピークに25~26%程度まで低下、一都三県では、2055年頃の38%程度をピークに30~31%程度まで低下すると推計される。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等掲載資料より



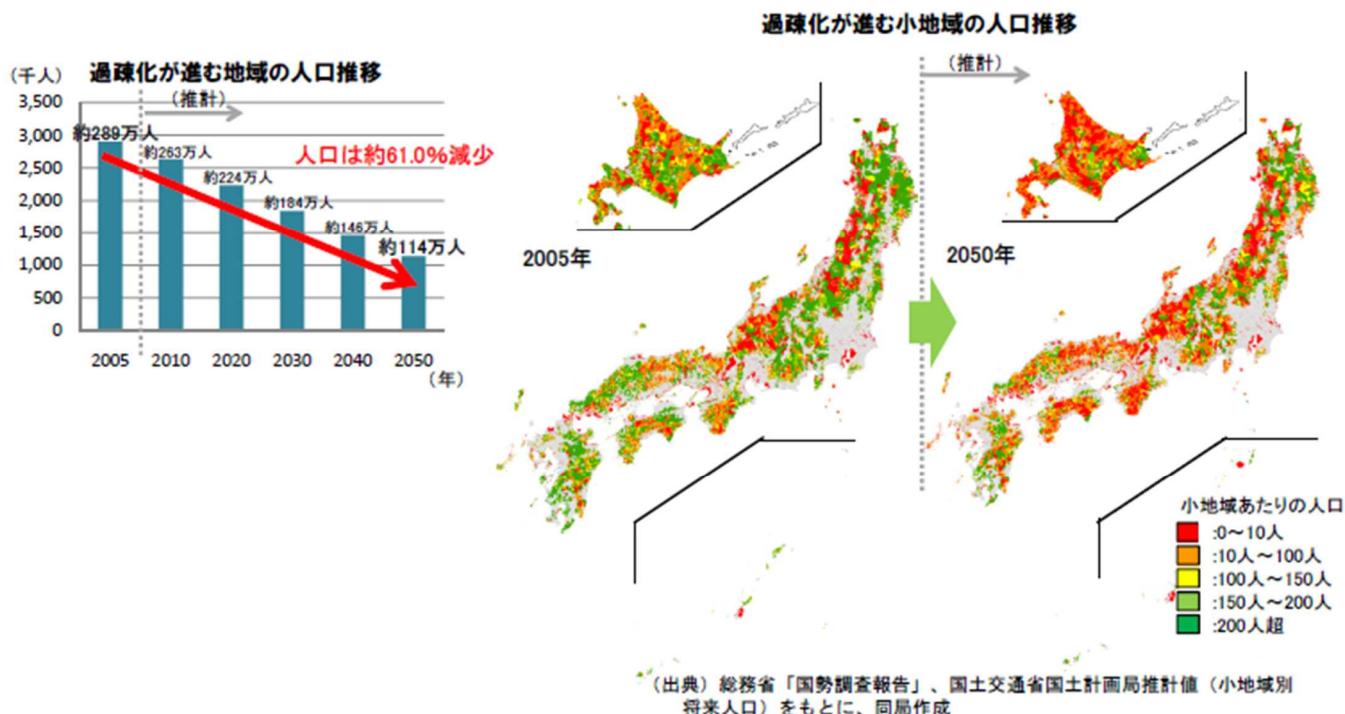
(注1)2010年(実績)は、総務省統計局「国勢調査結果」による。

(注2)「社人研推計準拠」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」の2040年までの傾向を延長して、「まち・ひと・しごと創生本部事務局」において推計したもの。性・年齢階級別人口が同研究所の「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位(死亡中位))の値に一致するよう補正を行っている。

(注3)「出生率上昇、移動均衡」は、上記「日本の地域別将来推計人口」のデータを用いて、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ、全国の合計特殊出生率の水準が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度と上昇し、かつ、2040年までに移動が均衡した場合(純移動率がゼロとなった場合)について、「まち・ひと・しごと創生本部事務局」において推計を行ったものである(全国の推計値で補正を行っている)。

## 過疎化が進む地域の人口推移

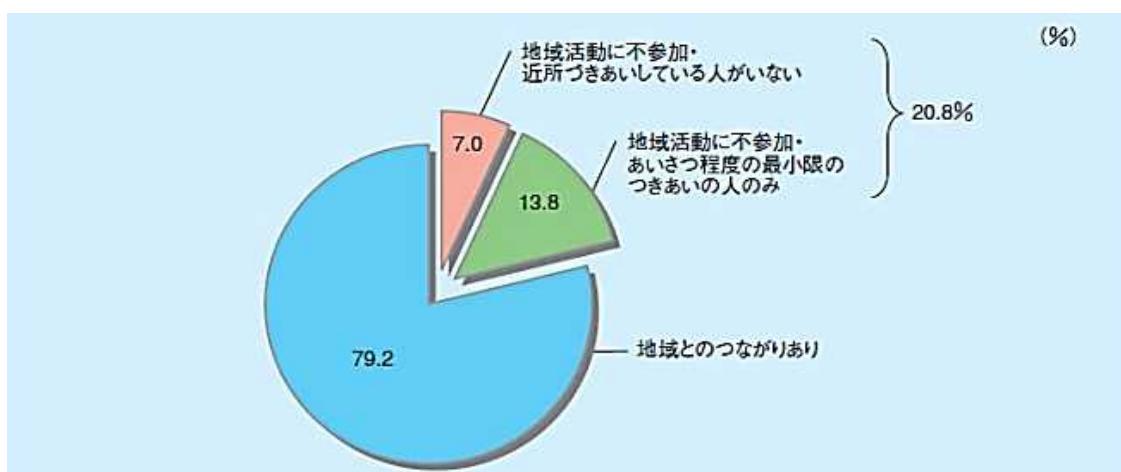
- 過疎化が進む地域では、人口が現在の半分以下に



【出典】国土交通省国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめ

## 地域活動および近所付き合いの程度

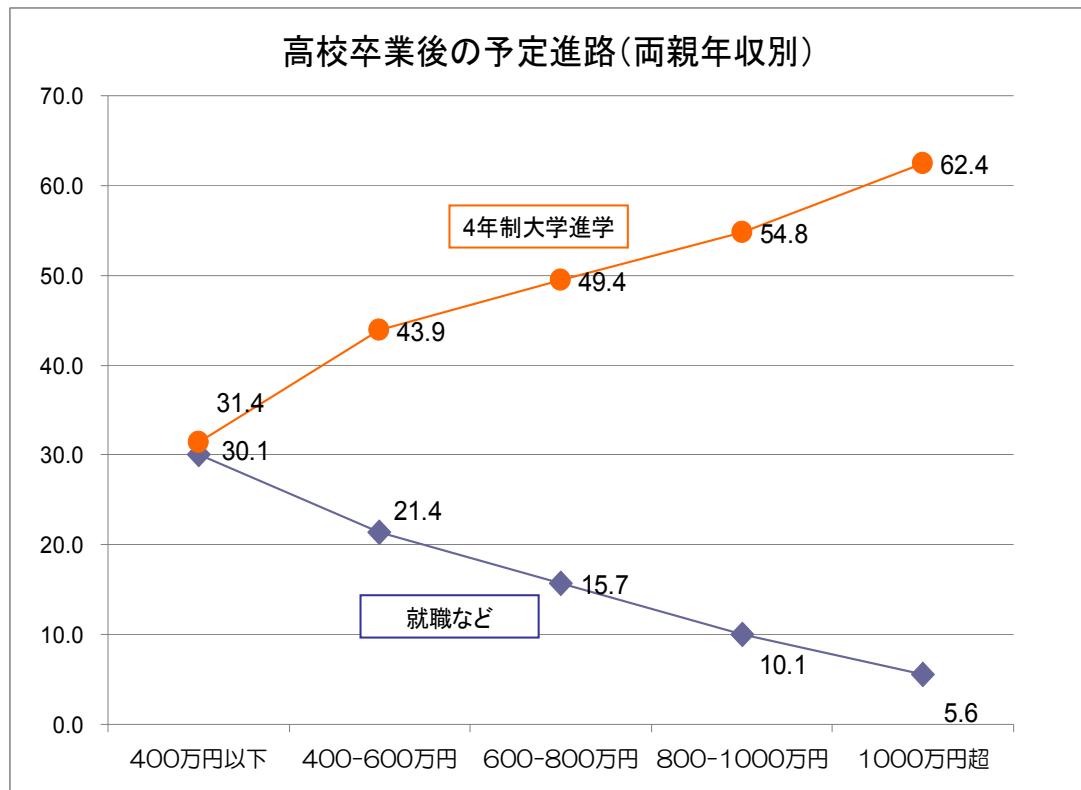
- 地域から孤立している人は全体の2割を占める



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2007年)により特別集計。  
2. 「地域活動への不参加」は、「町内会・自治会」、「その他の地縁活動」、「スポーツ・趣味・娯楽活動」、「NPOなどのボランティア・市民活動」のいずれの地域活動にも参加していないことを示す。  
3. 「近所づきあいしている人がいない」は、「あなたのご近所づきあいについてお聞きします。次に挙げる項目にあてはまるご近所の方の人数をお答えください。」という問に対し、「互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど、生活面で協力しあっている人」、「日常的に立ち話をする程度のつきあいの人」、「あいさつ程度の最小限のつきあいの人」のいずれもない人を示す。「あいさつ程度の最小限のつきあいの人」は、同質問に対し、「あいさつ程度の最小限のつきあいの人」のみが1人以上いる人を示す。  
3. 回答者は、全国の15歳以上80歳未満の男女3,311人。

## 高校卒業後の予定進路(両親年収別)

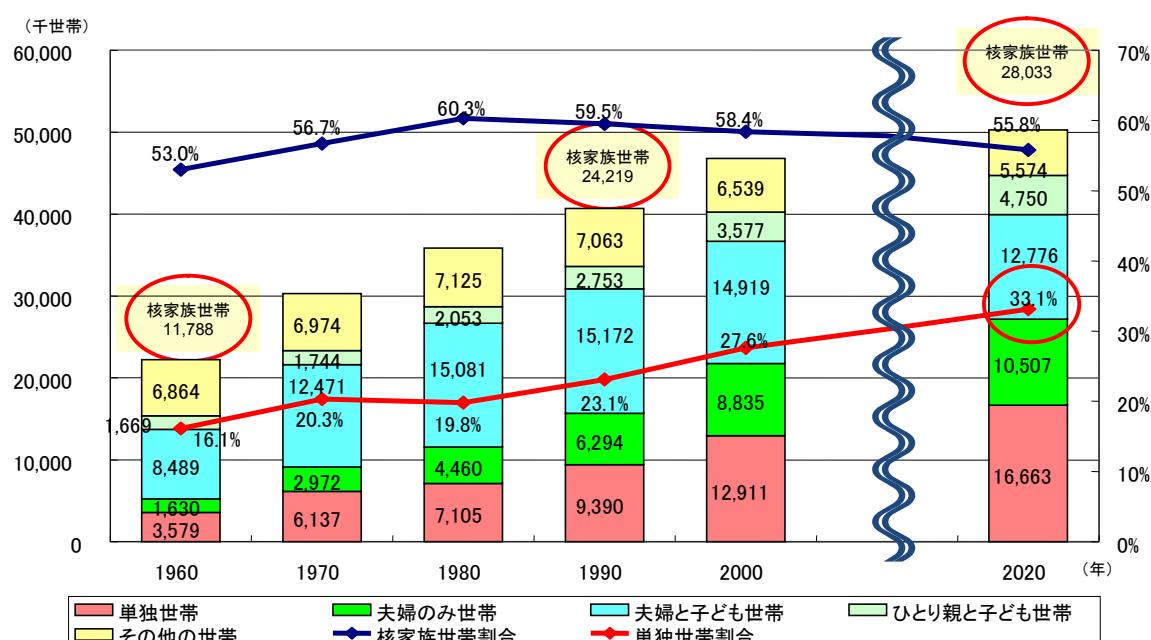
○家庭の経済状況と進学に相関関係がみられる



【出典】東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」（2007年）

## 家庭を巡る状況

○核家族世帯が増加している



注) 1 一般世帯とは、(1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む)、(2)(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者を指す。

2 1960年は、1%抽出結果による。

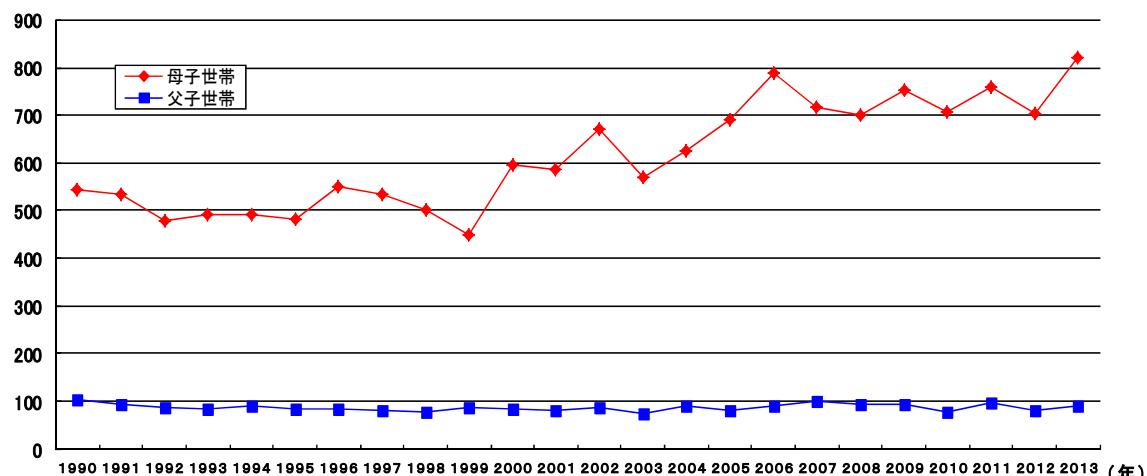
資料 1960年～2000年は総務省「国勢調査」、2020年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2005(平成17)年8月推計」より作成。

## 母子世帯・父子世帯数の推移

○母子世帯の数は増加傾向にある

(千世帯)

### 母子・父子世帯の推移



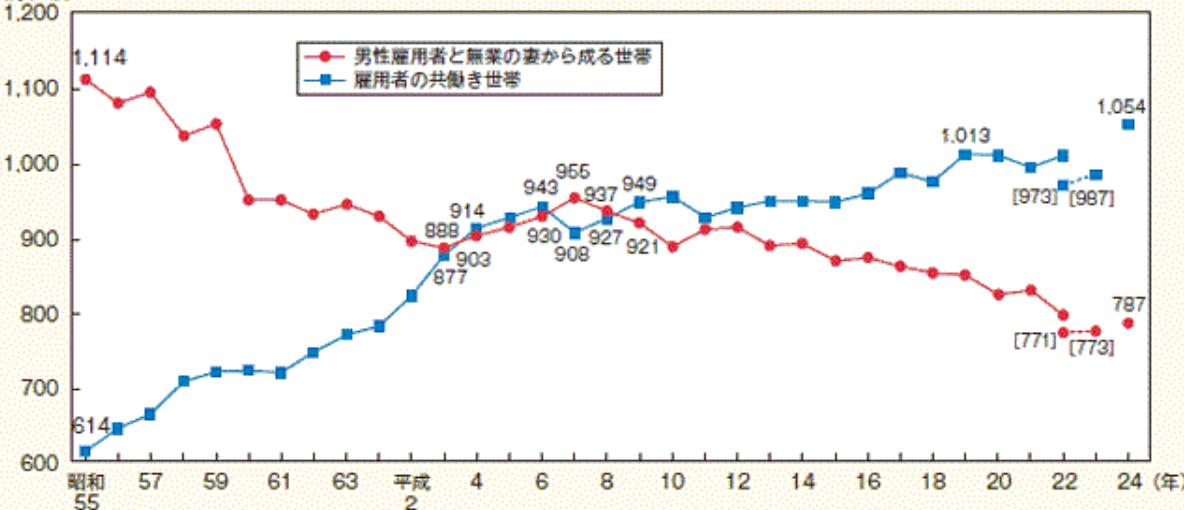
注1:母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、すでに配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。

【出典】厚生労働省 平成25年 国民生活基礎調査より

## 共働き世帯の推移

○共働き世帯が増加している

(万世帯)



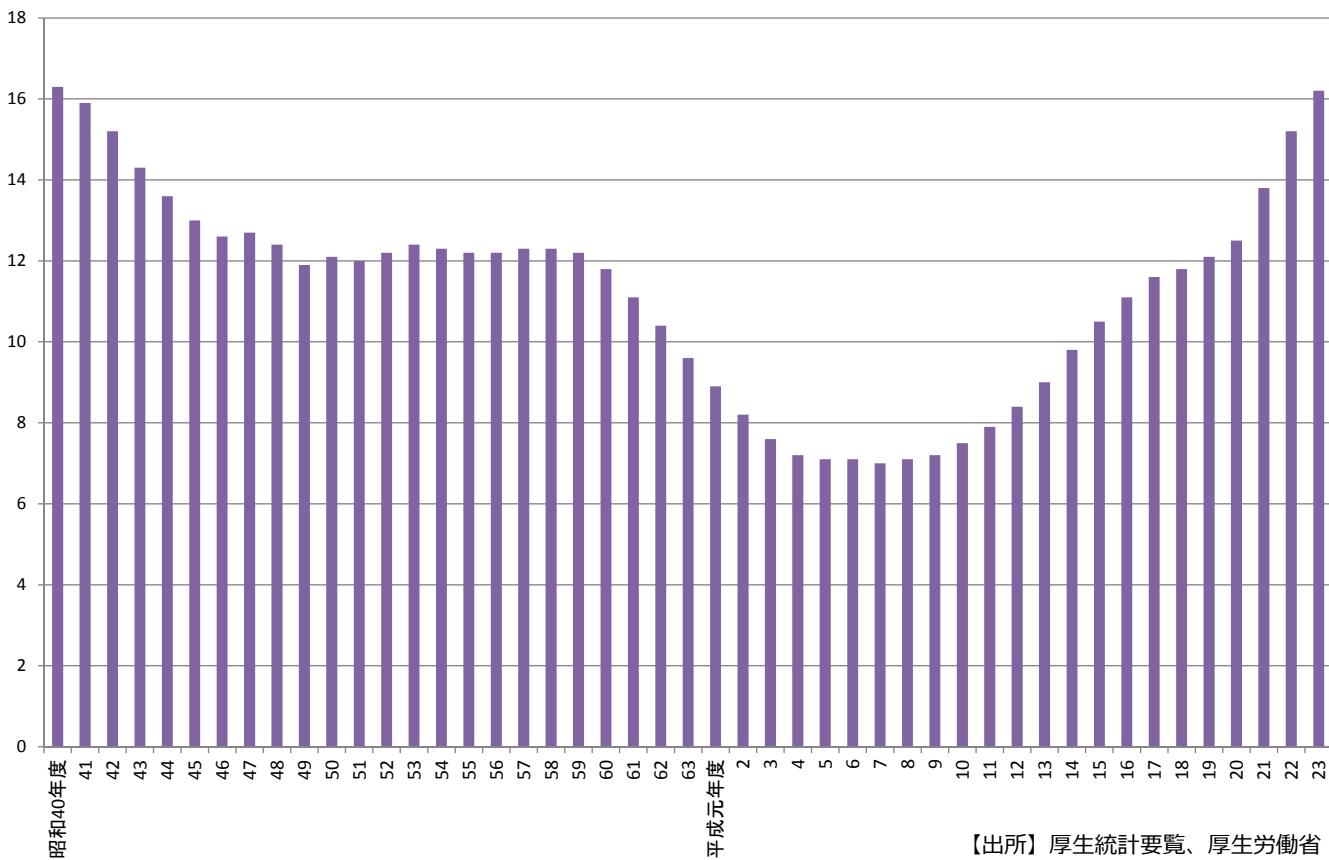
(備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)により作成。  
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働人口及び完全失業者)の世帯。  
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。  
4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

【出典】内閣府男女共同参画局：男女共同参画白書 平成25年度版

## 生活保護率年次の推移

山野委員提出資料より

○平成23年度の保護率は、昭和40年度と同程度である

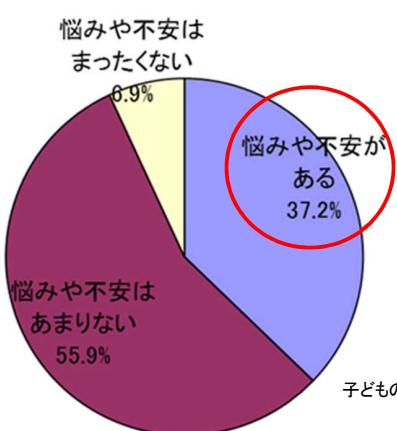


【出所】厚生統計要覧、厚生労働省

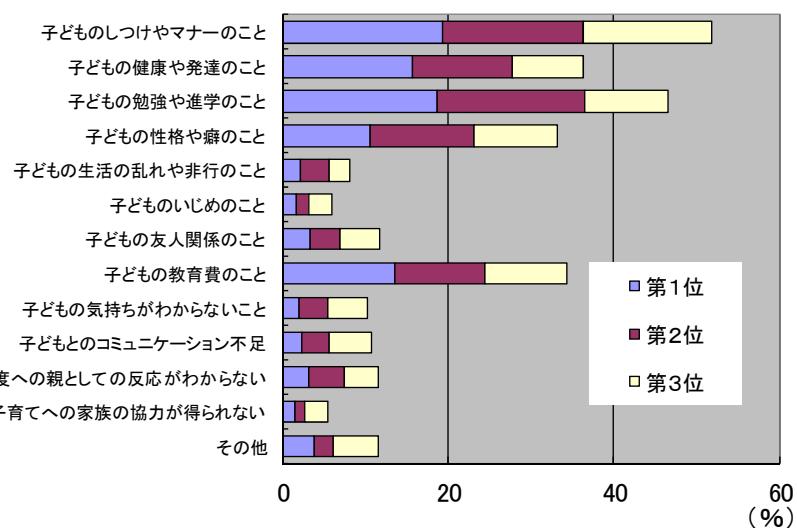
## 子育てについての悩みや不安

○保護者の4割が悩みや不安を抱えている

子育てに不安はあるか



悩みや不安が大きいものから順番に3位まで選択



【出典】文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年）

## 児童虐待の増加

山野委員提出資料より

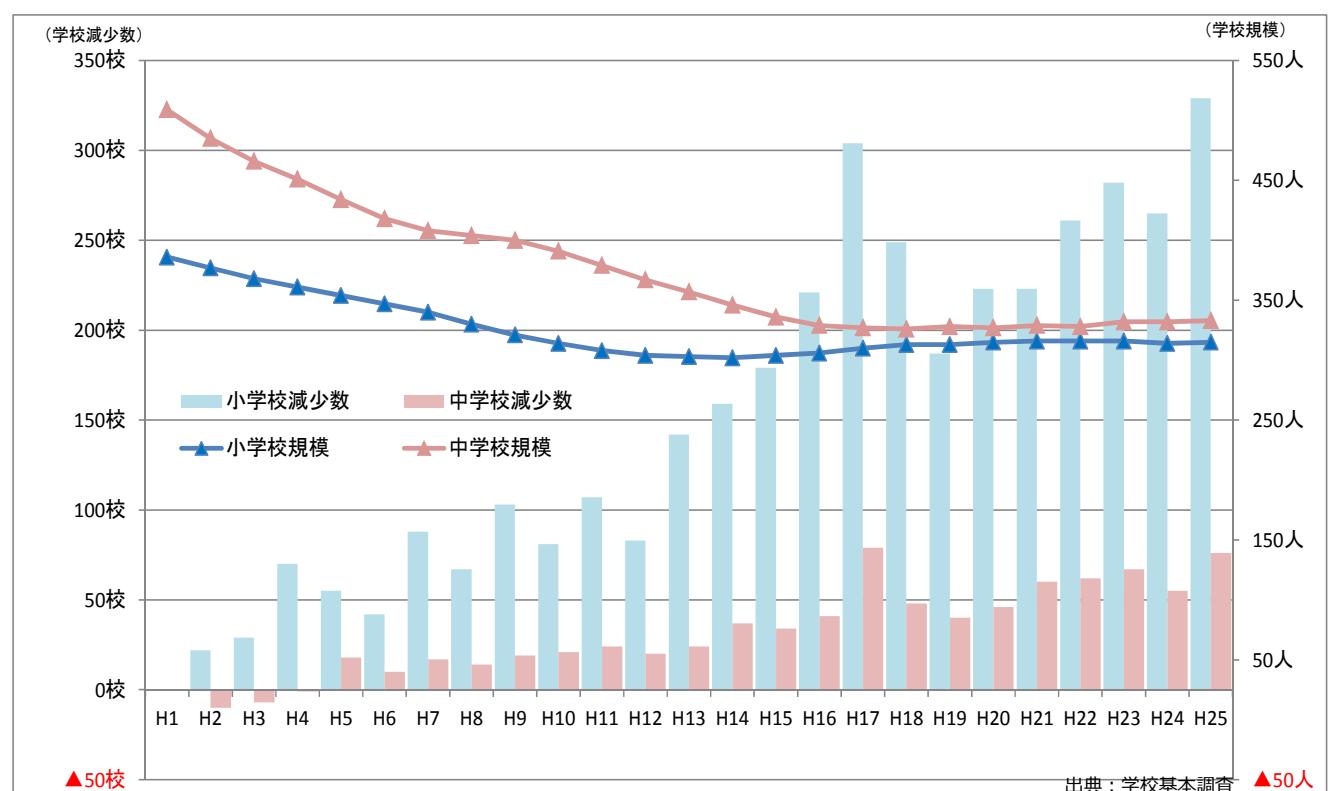
- 児童虐待相談対応件数は増加している



【出典】厚生労働省（2013）「2013年7月報道発表資料」  
子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第9次報告の概要）及び児童虐待相談対応件数等

## 近年の学校増減数と学校規模の推移

小・中学校では、児童生徒数の減少等に伴い統廃合が進行。高等学校においても、少子化による生徒減少と多様化・複雑化する社会状況の変化の下、各県において、県立高校の再編整備が進んでいる状況。

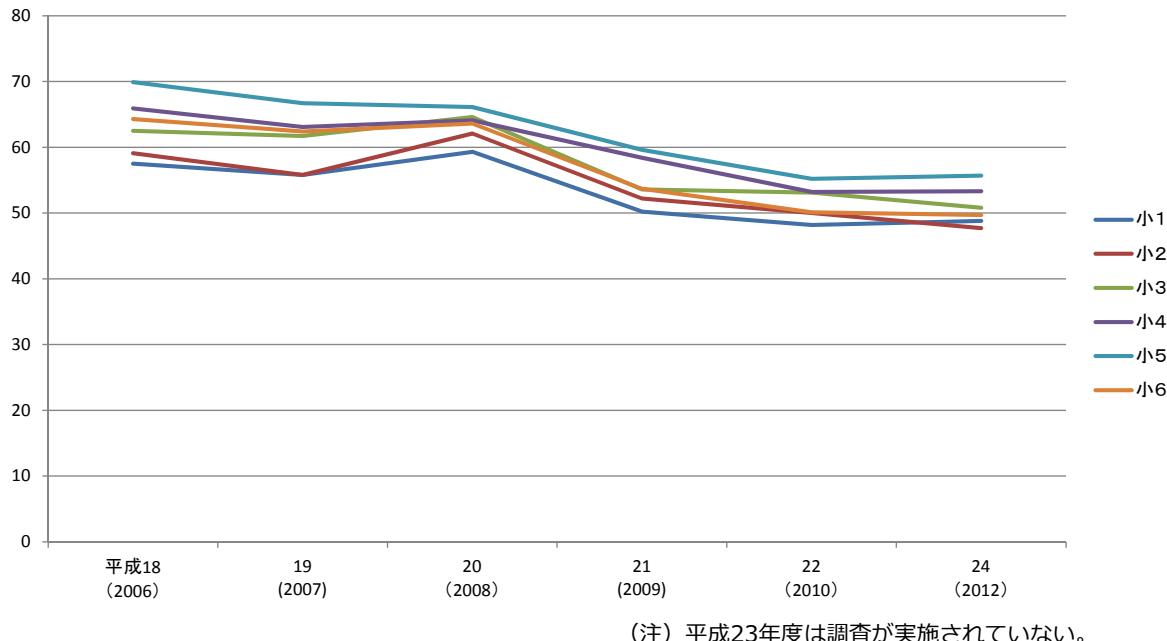


出典：学校基本調査

## 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率

○学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は、低下傾向にある

### 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率



(注) 平成23年度は調査が実施されていない。

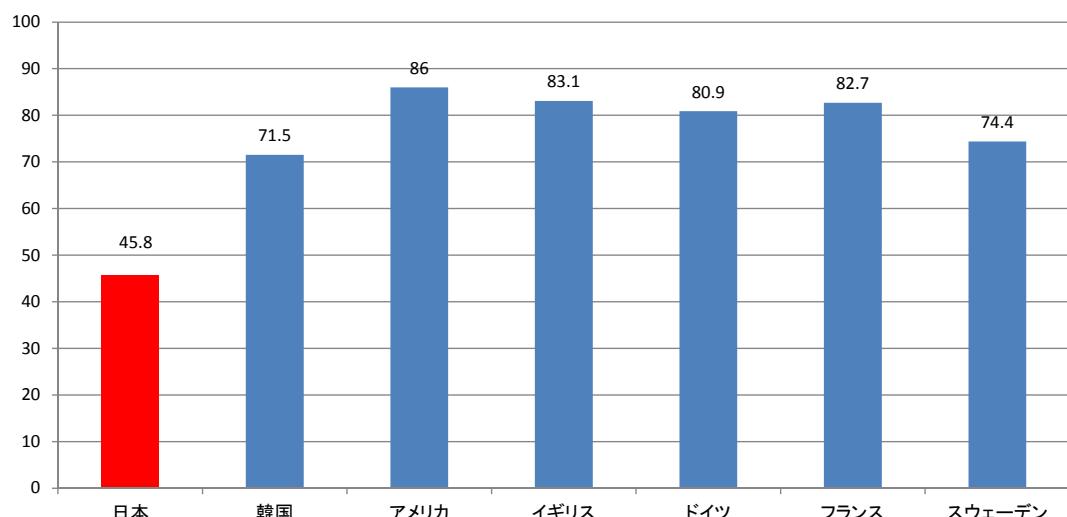
【出典】独立行政法人国立青少年教育振興機構（2014）  
「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成24年度調査）」

## 日本の若者の自己認識

○日本の若者は諸外国と比べて、自己を肯定的に捉えている者の割合が低い

### 自分自身に満足している

※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計



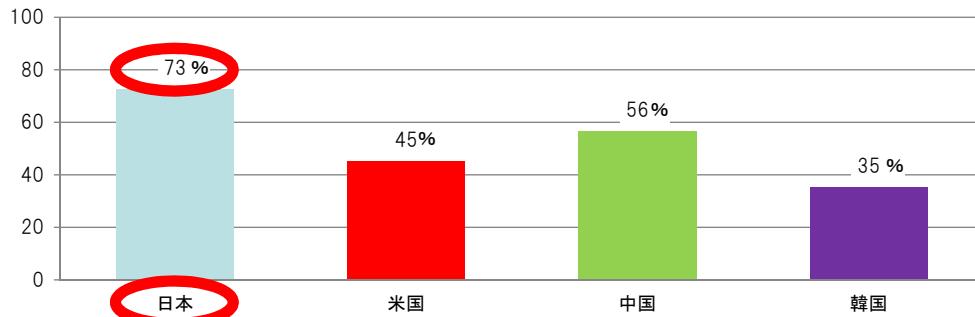
調査対象者：満13歳から29歳の男女

【出典】内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年度）」

## 生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

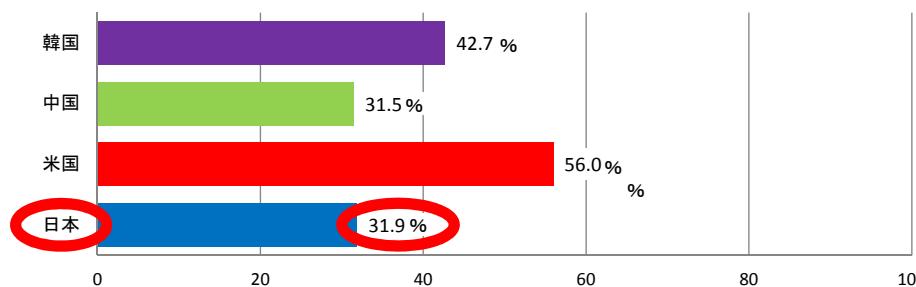
◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、自己肯定感の低さが特徴として見られる。  
「社会のために役立つ生き方をしたい」という意識も、高い割合ではない。

- 問 「自分はダメな人間だと思うことがある」について、「とてもそう思う」「まあそう思う」と答えた生徒の割合（高校生）



出典：  
(独) 国立青少年教育振興機構  
「高校生の生活と意識に関する調査  
報告書－日本・米国・中国・韓国の比較－」(2015年8月)  
より文部科学省作成

- 問 「あなたはこれから的人生をどのような目標を持って生きたいですか」について、「社会のために役立つ生き方をすること」の項目に「とてもそう思う」「まあそう思う」と答えた生徒の割合（高校生）



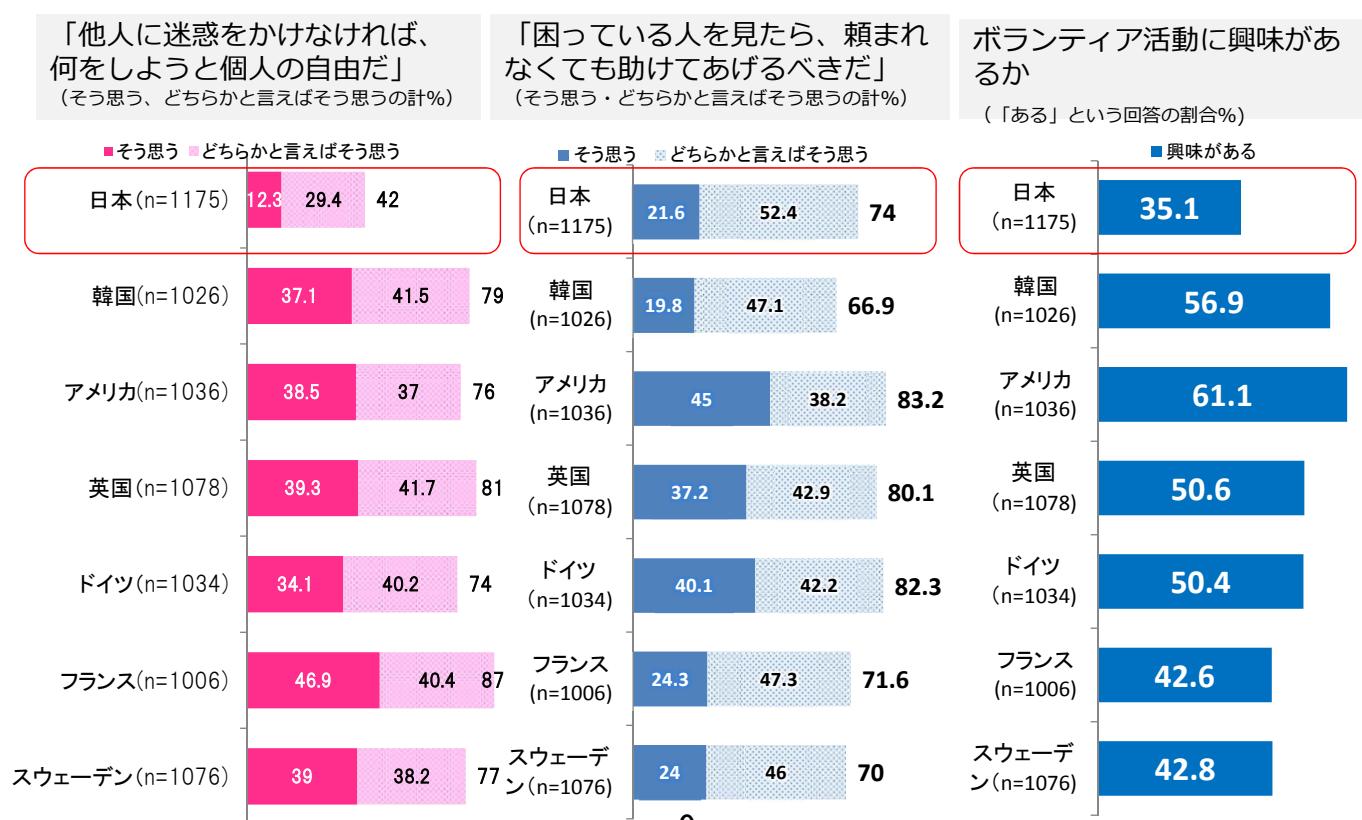
出典：  
(独) 国立青少年教育振興機構  
「高校生の生活と意識に関する調査  
報告書－日本・米国・中国・韓国の比較－」(2015年8月)  
より文部科学省作成

## 規範等に関する青少年の意識

◆日本の若者は、他人に迷惑をかけてはならないという意識は相対的に高いが、積極的に困っている人を助けることの意識やボランティア活動への興味はやや低いというデータがある。

（出典）内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成25年度実施）より

※各国13歳から29歳までの男女が対象。



## 親の世代と子の世代の体力・運動能力の比較

◆親の世代と比べて、身長、体重など子供の体格は向上しているが、体力・運動能力は依然低い水準。

### ○親の世代（昭和60年）との比較

(出典) 文部科学省「平成26年度体力・運動能力調査」

#### <体格>

身長 (cm)

	S60	H26
男子(11歳)	143.2	145.1
女子(11歳)	145.5	146.8

体重 (kg)

	S60	H26
男子(11歳)	36.5	38.4
女子(11歳)	37.8	37.8

#### <テスト結果>

握力 (kg)

	S60	H26
男子(11歳)	8.75	8.85
女子(11歳)	9.00	9.16

握力 (kg)

	S60	H26
男子(11歳)	21.08	19.80
女子(11歳)	20.49	19.42

#### ソフトボール投げ (m)

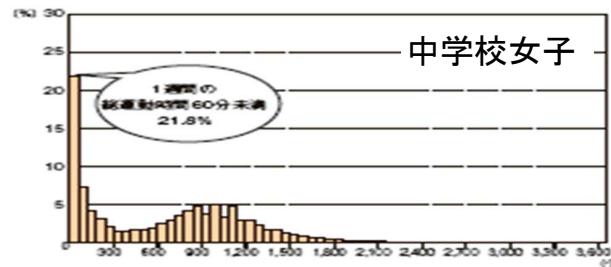
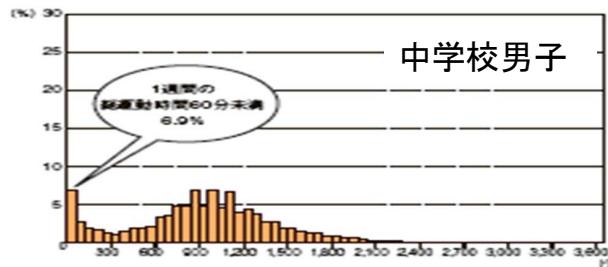
	S60	H26
男子(11歳)	33.98	27.89
女子(11歳)	20.52	16.38

#### 反復横とび (回)

	S60	H26
男子(11歳)	42.72	46.15
女子(11歳)	41.21	43.64

※反復横とびは上昇している

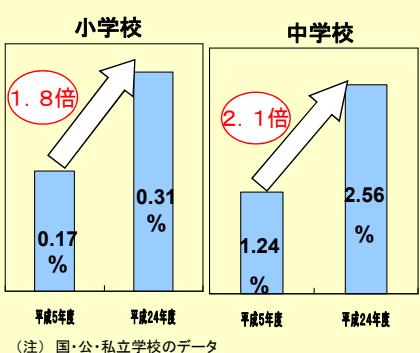
◆運動する子供としない子供が二極化している。



(出典) 文部科学省「平成26年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

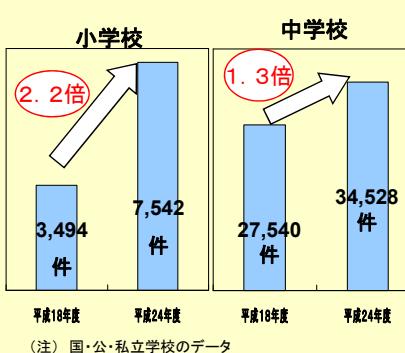
## 学校現場が抱える課題の状況

### 不登校児童生徒の割合



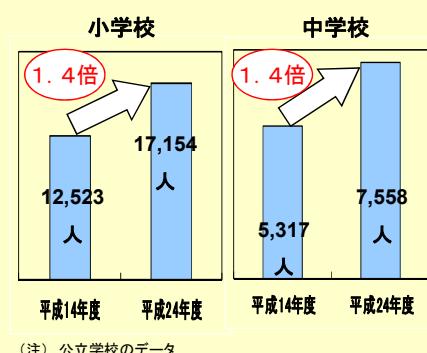
(注) 国・公・私立学校のデータ

### 学校内の暴力行為の件数



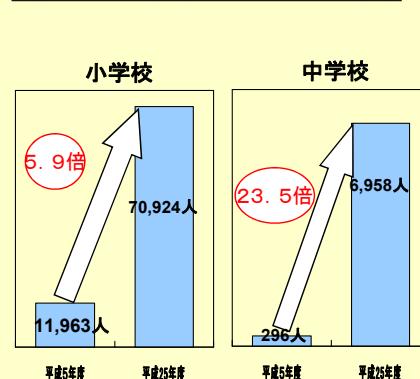
(注) 国・公・私立学校のデータ

### 日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

### 通級による指導を受けている児童生徒数



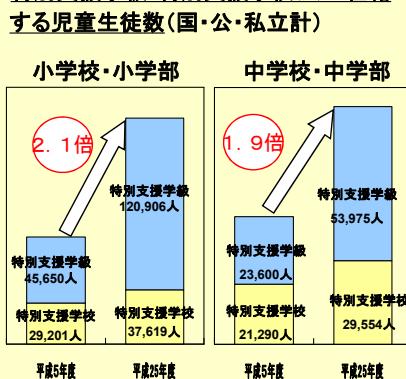
(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8回単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

・平成18年度から通級による指導の対象にADHDを加えた。

・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査)

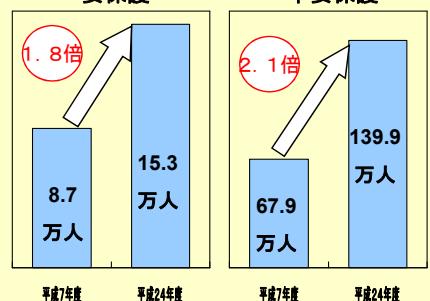
・級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

### 要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 我が国の教員の現状と課題(TALIS2013結果より)

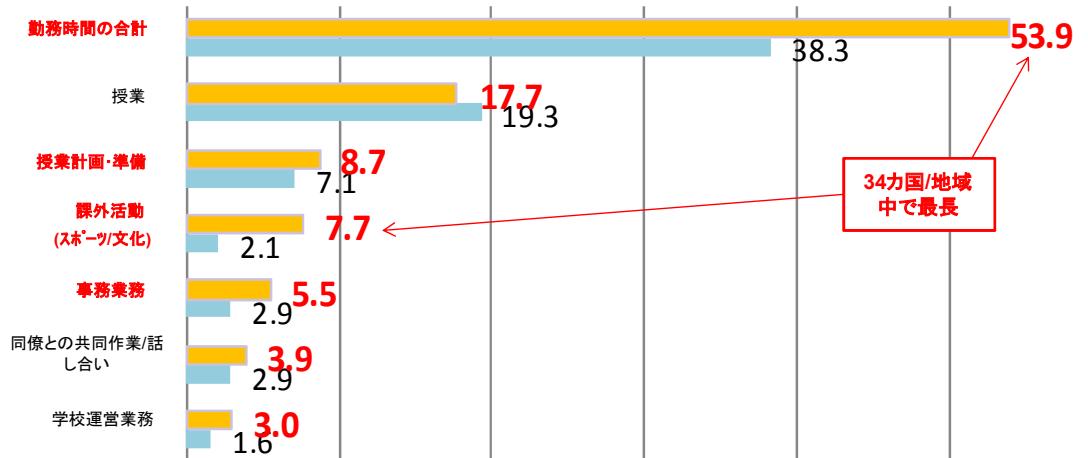
- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長（日本53.9時間、参加国平均38.3時間）
- 課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本7.7時間、参加国平均2.1時間）  
ほか、事務業務（日本5.5時間、参加国平均2.9時間）が長い

### ●教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い!人員不足感も大きい

<1週間あたりの勤務時間>

■ 日本  
■ 参加国平均

(時間)



# 教育改革の動向や 地方創生の動きに関する参考資料

## 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 請問(平成26年11月) の概要

### 趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。

### 審議事項の柱

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

### 1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、 学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等

### 2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

○グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）

○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方

・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等

・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し

・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目

・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善

・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実

・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等

など

### 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ①「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」  
各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。
- ②「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」  
主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」  
 ①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。
  - ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
  - ・多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

### 何ができるようになるか

**育成すべき資質・能力を育む観点からの  
学習評価の充実**

#### 何を学ぶか

#### どのように学ぶか

##### **育成すべき資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し**

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善(地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必履修科目的設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。) 等

##### **アクティブ・ラーニングの視点からの 不断の授業改善**

- ◆ 習得・活用・探究という学習プロセスのなかで、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの課程が実現できているかどうか
- ◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

## 高大接続改革の議論・検討の経緯等

**教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について  
(第四次提言)」(平成25年10月31日)**

- 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

**中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)**

- 平成24年8月の諮問以来、2年4か月余の審議を経て答申。
- 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめて現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

**「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日)文部科学大臣決定**

- 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

**「高大接続システム改革会議」(平成27年3月~)**

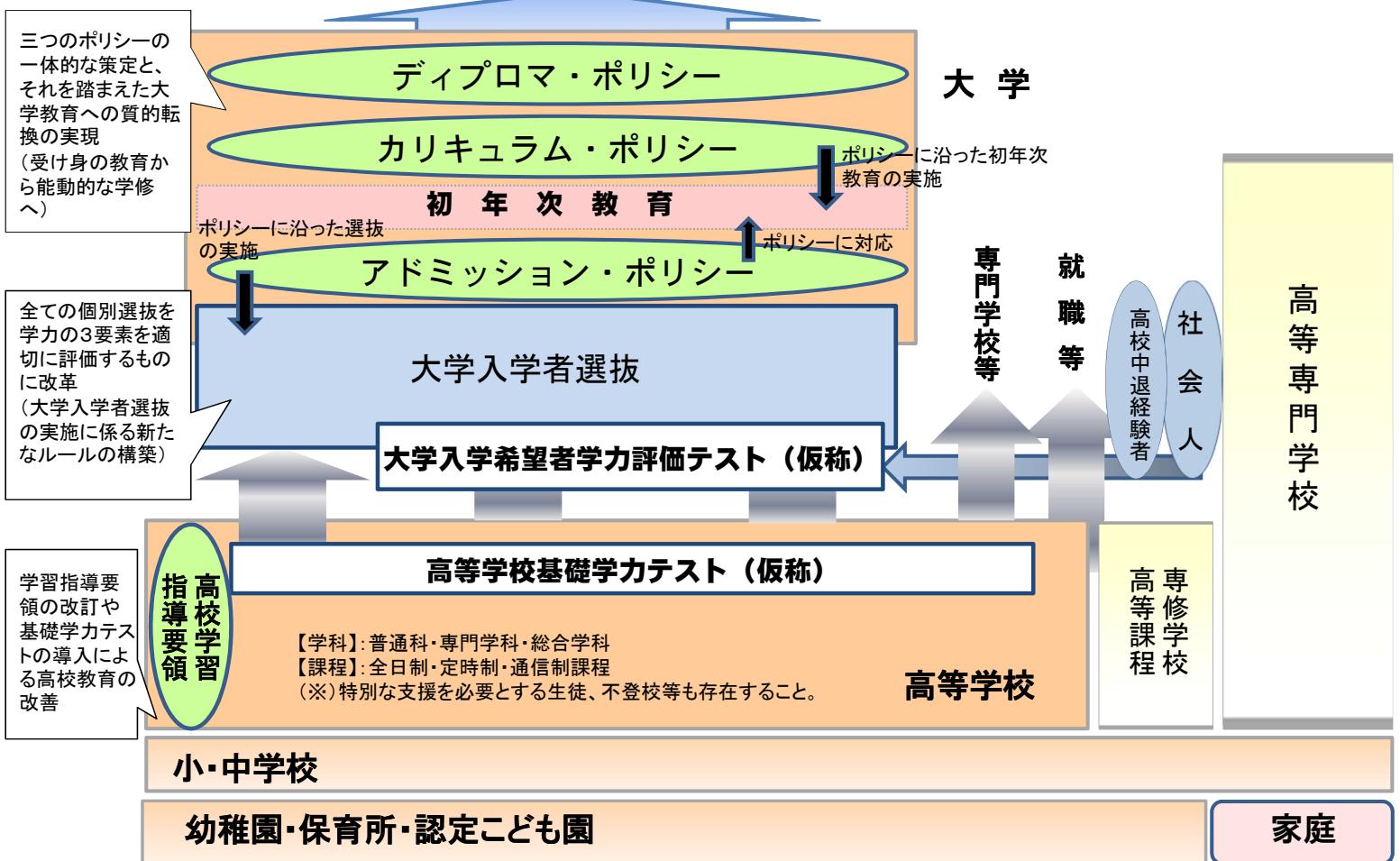
- 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行う。平成27年9月に中間まとめ。今後、同会議の下の新たなワーキンググループにおいて、高等学校段階の多様な学習成果や学習活動を適切に評価するための具体的方策の在り方について検討を行うなど、更なる審議を進め、同年度内を目途に最終報告を予定。

○ 主な検討事項

- ・ 高等学校教育改革、大学教育改革
- ・ 新テスト(「高等学校基礎学力テスト」「大学入学希望者学力評価テスト」)の具体的在り方
- ・ 個別選抜(各大学が個別に行う入学者選抜)の改革の推進方策
- ・ 多様な学習活動・学修成果の評価の在り方 等

# 初等中等教育から大学教育までの一貫した接続イメージ

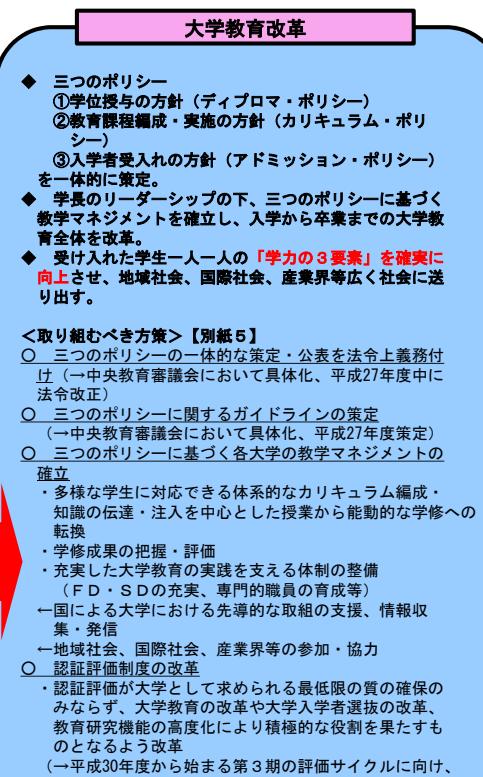
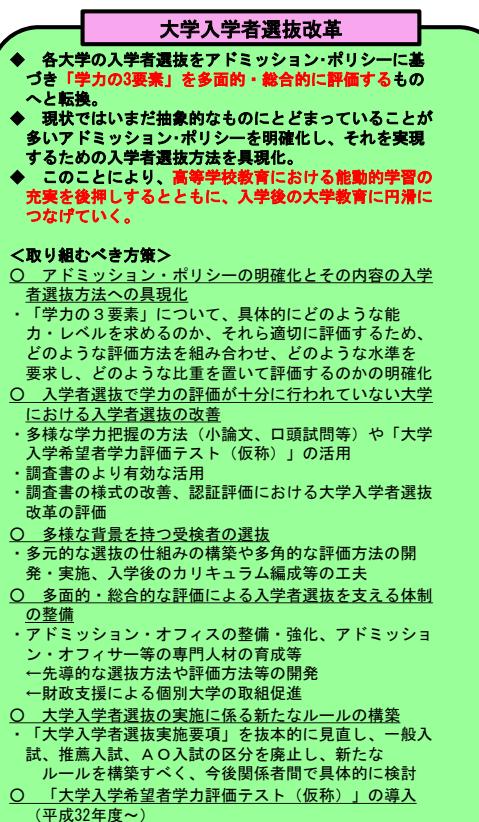
社会への送り出し (学校教育の入り口から出口まで一貫して社会との関係を重視)



5

## 高大接続システム改革会議 中間まとめのポイント（平成27年9月15日）

- ◆ **新たな時代を生きる子供たち一人一人に必要な能力=「学力の3要素」** (①十分な知識・技能、②それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく 思考力・判断力・表現力等の能力、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)
- ◆ こうした能力を初等中等教育から大学教育まで一貫して育んでいくため、「**高等学校教育」「大学教育」「大学入学者選抜**」の一体的な改革に取り組む。このことにより、我が国で学ぶ人々一人一人の実り多い幸福な人生の実現と、社会の持続的な発展に貢献する。



# 高大接続改革に向けた工程表(高大接続改革実行プラン)

26年度

27年度

28年度

29年度

30年度

31年度

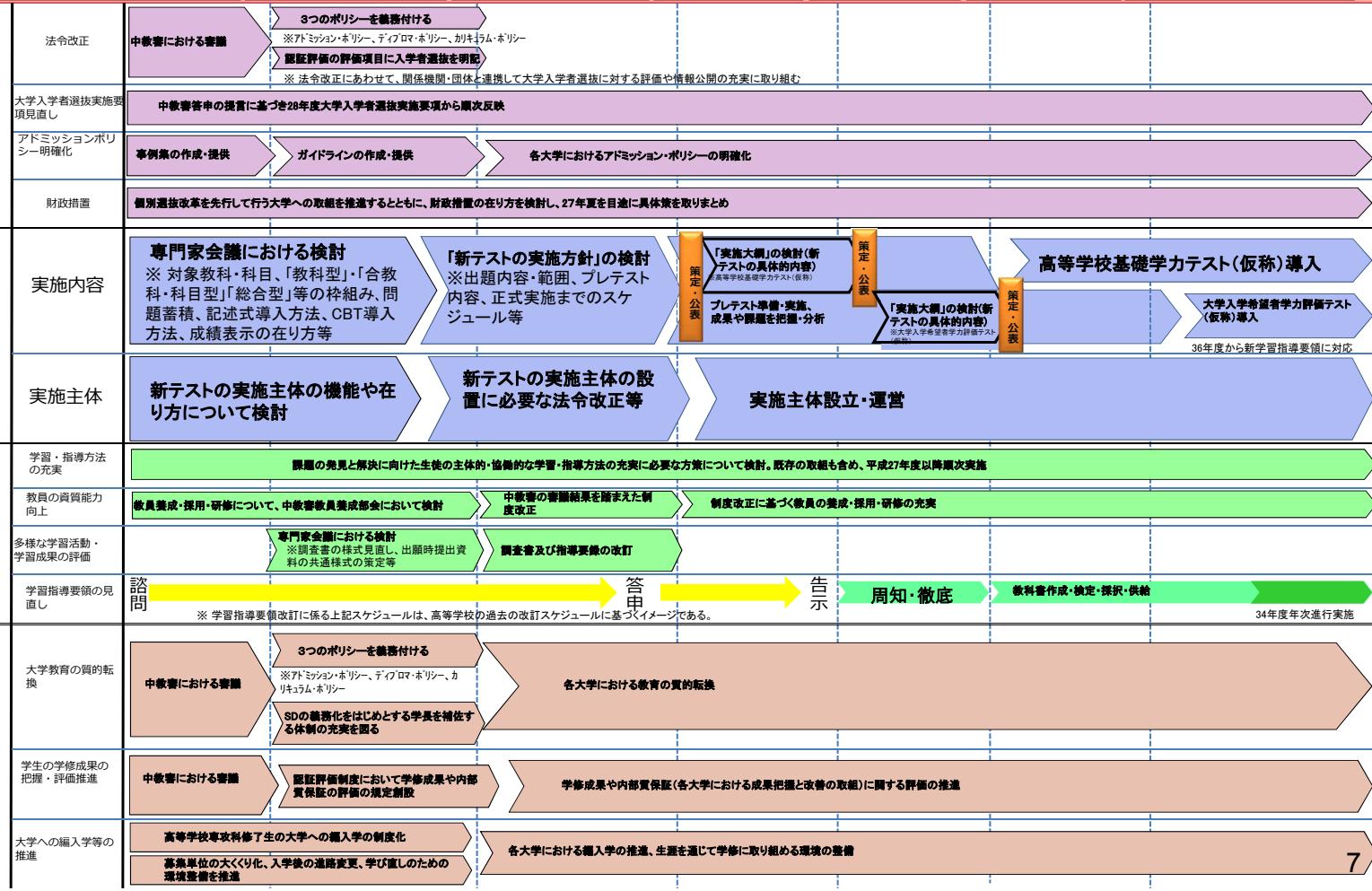
32年度～

各大学の個別選抜改革

高等学  
等学校  
希望者学  
力評価テ  
スト(仮)

高等学校教育の改革

大学教育の改革



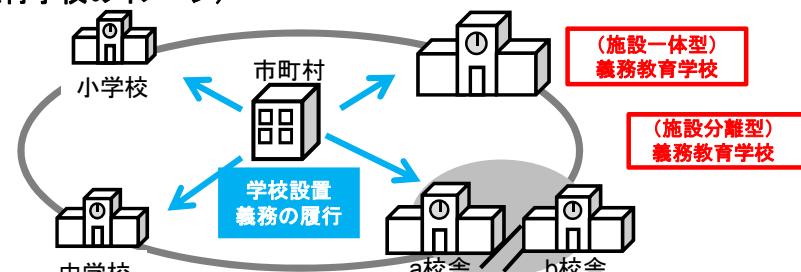
## 小中一貫教育を行う新たな学校種の制度化(法律の概要)

### 1. 学校教育法等の一部を改正する法律(概要)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

- |          |   |
|----------|---|
| 趣旨・位置付け  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)</li> </ul>   |
| 設置者・設置義務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)</li> <li>□ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)</li> </ul>   |
| 目標・修業年限  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)</li> <li>□ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)</li> </ul> |
| 教職員関係    | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)</li> <li>□ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)</li> </ul>  |
| 施設整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)</li> </ul>   |

(参考:義務教育学校のイメージ)



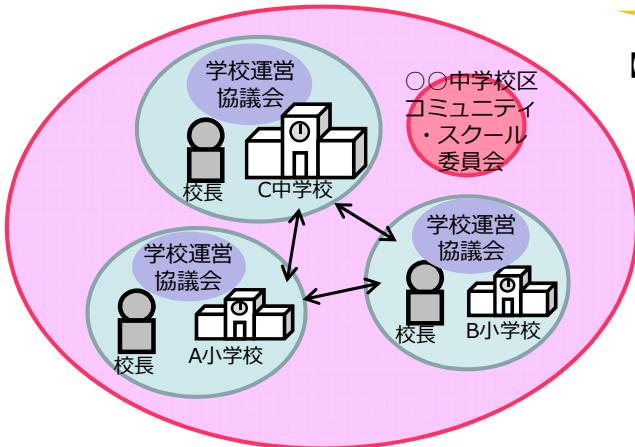
### 2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

# 小中一貫教育とコミュニティ・スクールとの一体的推進

- 小中一貫教育を実施している学校の15%においてコミュニティ・スクールを導入。
- 小・中学校の学校運営協議会を合同で開催したり委員を兼務させるなど、中学校区全体での情報共有を図る工夫により、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える体制を構築。

**小中一貫教育とコミュニティ・スクールは、ともに教育改革にとって重要なツールであり、一体となって相乗効果を発揮していくことが求められる。**



## 【各地域における様々な工夫の例】

- (パターン1)
  - ・全校の学校運営協議会の委員全員を同一メンバーで構成し合同開催。
- (パターン2)
  - ・各校の学校運営協議会に加え、中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置。委員は兼務。
- (パターン3)
  - ・各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置。
- (パターン4)
  - ・合同会議等は開催しないが、一部の委員が兼務。

## <複数の学校で一体的な学校運営協議会を設置するねらい>

- 9年間を通じた目標等の共有による系統的な学校運営の実現
- 指定学校全体としての学校と地域の協働の推進
- 会議を個別・合同と重ねて開催する必要がなく、学校及び委員の負担が軽減され、効率的・効果的な運営が実現
- 単独では設置が厳しい学校における学校運営協議会の設置が拡大

## チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申(案)のポイント)

### ○「チームとしての学校」が求められる背景

#### 社会の変化と学校を取り巻く状況の変化

##### ○ 多様化・複雑化する子供の状況への対応

- ・いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育への対応など、子供を取り巻く環境が**複雑化・困難化**
- ・貧困問題への対応や地域活動など、**学校に求められる役割も拡大**

#### 我が国の教職員の現状

- ・我が国の学校は、**教員以外の専門能力スタッフの配置**が諸外国と比べて**少ない**

- ・我が国の教員は、学習指導や生徒指導等、**幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導**している

##### ○ 新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育課程の改善

- ・「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた**不断の授業方法の見直し等**による授業の改善と、「カリキュラム・マネジメント」を通じた**組織運営の改善**を推進

### ○「チーム学校」を実現するための視点とその方策

#### 視点1 専門性に基づくチーム体制の構築 (教員、事務職員、専門能力スタッフ等が連携・分担し、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築)

##### ▶ 多様な専門能力スタッフが子供への指導に関わることで、教員のみが子供の指導に関わる現在の学校文化を転換

##### (制度関連)

- 心理的・福祉的な専門能力スタッフの**学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け**
- 教員以外に、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができるよう部活動指導員(仮称)等を法令に位置付け
- 地域との連携の推進を担当する**地域連携担当教職員(仮称)**を法令上明確化

##### (予算関連)

- アクティブ・ラーニングの視点からの学びの推進や特別支援教育等に対応するために必要な**教職員定数措置の拡充**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを**将来的に教職員定数として算定し、国庫負担の対象とする**ことを検討
- 部活動指導員(仮称)を任用する際の必要な研修について検討
- 医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

#### 視点2 学校のマネジメント機能の強化 (校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備)

##### ▶ 多様な専門能力スタッフをひとつのチームとしてまとめるために、これまで以上に学校のマネジメントを確立、学校の組織力・教育力を向上

##### (制度関連)

- 学校教育法上の**事務職員の職務規定の見直し**
- 主幹教諭育成のため実践的な研究プログラムを開発
- 事務機能強化の推進のため**事務の共同実施組織**を法令上明確化

##### (予算関連)

- 事務職員の配置の更なる**拡充**を実施
- 管理職を補佐する**主幹教諭配置促進**のための**加配措置の拡充**

#### (その他)

##### ○管理職研修の充実のためのプログラムの開発

#### 視点3 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備 (教職員の人材育成や業務改善等の取組を推進)

##### (その他)

- 「**学校現場における業務改善のためのガイドライン**」等を活用した**研修の実施**

##### (予算関連)

- アクティブ・ラーニングの視点からの学びの推進等のために必要な研修が実施されるよう、**小規模市町村における指導主事配置を支援**
- 弁護士等の専門家による**問題解決支援チーム**を**教育委員会が設置**することの支援

# これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申案のポイント)

## 背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
  - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
- ・学校教育課題の多様化・複雑化

## 主な課題

- 【研修】
- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
  - 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
  - アクティブラーニング型研修への転換が必要
  - 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

- 【採用】
- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
  - 採用選考試験への支援方策が必要
  - 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

- 【養成】
- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
  - 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要
  - 教職課程の質の保証・向上が必要
  - 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

## 【全般的な事項】

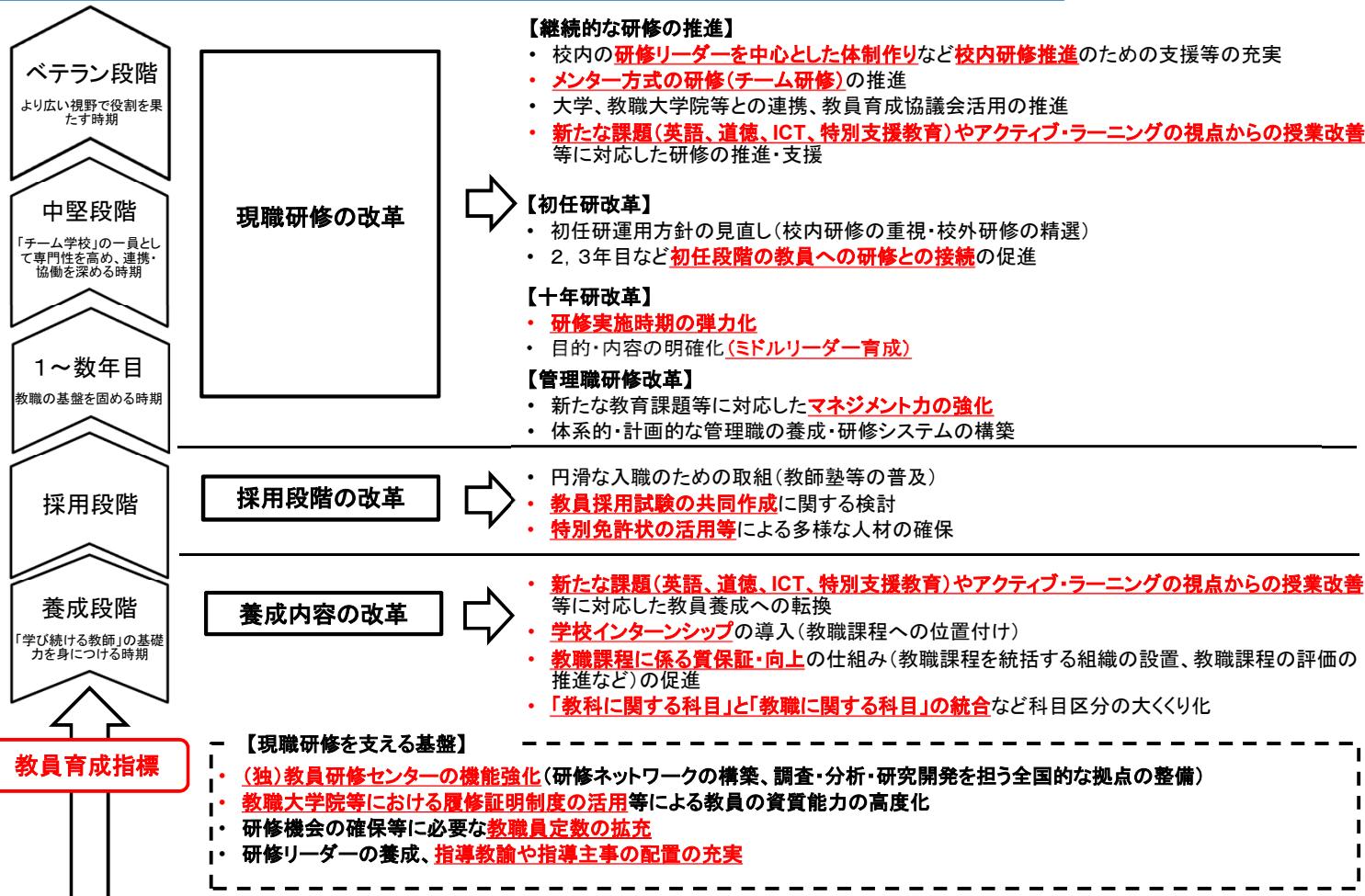
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

## 【免許】

- 義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

## 具体的な方策

### ○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考え方の下、教員の学びを支援～



### ○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等が協働で策定する教員育成指標・研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

# まち・ひと・しごと創生総合戦略(政策パッケージ全体像及び文科省関係概要)

## (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

### (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
  - ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
  - ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備
- (イ) 地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
- ◎包括的創業支援
  - ◎地域を担う中核企業支援
  - ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
  - ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
  - ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
  - ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

### (ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)

- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

#### ◎分散型エネルギーの推進

文化・芸術・スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口増や移住につなげるなどの地域活性化の取組を支援。

### (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進  
地域における女性の活躍を推進するため、地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を進めます。
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援  
大学・高等専門学校等において地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発等を行うことにより、地域を担う人材育成を促進。
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現  
学習活動を通じた高齢者等の地域活動への参加の促進。
- (オ) ICT等の利活用による地域の活性化
- ◎ICTの利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

## (2) 地方への新しいひとの流れをつくる

### (ア) 地方移住の推進

- ◎地方移住希望者への支援体制
  - ◎地方居住の本格推進
  - ◎「日本版CCRC」の検討
  - ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充
- (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ◎企業の地方拠点強化等
  - ◎政府関係機関の地方移転
  - ◎遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

### (ウ) 地方大学等の活性化

#### ◎「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

##### ① 知の拠点としての地方大学強化プラン(地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進)

##### ② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を活かした教育活動を進め、小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築。さらに、キャリア教育や地域に誇りを持つ教育を推進。

##### ③ 地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)

地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学や、高度な専門的職業人材の育成を担う高専、専修学校、専門高校等の取組を推進するとともに、専門高校等における職業教育の充実や、卒業生が地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を推進する。

## (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### (ア) 若い世代の経済的安定

- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

### (イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- ◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等
- ◎「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現(「働き方改革」)
- ◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

### (ウ) 子ども・子育て支援の充実

子育てや教育にかかる費用負担の軽減が重要。「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的整備を推進。

#### ◎子ども・子育て支援の充実

## (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

### (ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

#### ◎「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。

#### ◎公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

地域ミニマムの算出した学校づくりを目指す場合、学校統合を検討する場合、小規模校の存続を選択する場合、休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応した市町村の検討や具体的な取組をきめ細やかに支援。

### (イ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- ◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

#### ◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

### (オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

#### ◎「連携中核都市圏」の形成 ◎定住自立圏の形成の促進

#### (カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

◎消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

#### (キ) ふるさとづくりの推進

◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

# まち・ひと・しごと創生総合戦略(抄)

## 2. 政策パッケージ

### (2) 地方への新しいひとの流れをつくる

#### (ウ) 地方大学等の活性化

##### 【施策の概要】

(前略)

さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用いた地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

(中略) こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

##### 【主な施策】

◎(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

◎地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

(前略)

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

### (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

#### (ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

##### 【施策の概要】

(前略) 基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

##### 【主な施策】

◎(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

# コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて ～全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して～

(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

## 現状

- 社会の動向、子供たちの教育環境を取り巻く状況
  - ・人口減少の進行、グローバリ化の進展、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、子供たち・学校を巡る複雑化・多様化の課題
- コミュニティ・スクール等の現状と課題等
  - ・学校に対する保護者や地域の理解の深まりや特色ある学校づくり等の成果の一方、取組に地域差。  
また、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の更なる連携が必要な状況。

## 今後の目指すべき基本的方向性

### 社会総掛かりでの教育の実現

- 現在の子供や学校の抱える課題の解決、子供たちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。

### 地域とともにある学校づくりの一層の推進

- 地域の人々と目標を共有し、地域と一緒につなげて子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、その中核にコミュニティ・スクールを据え、設置促進を図っていくべき。

### 学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も重要。

## コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

### <国における推進方策>

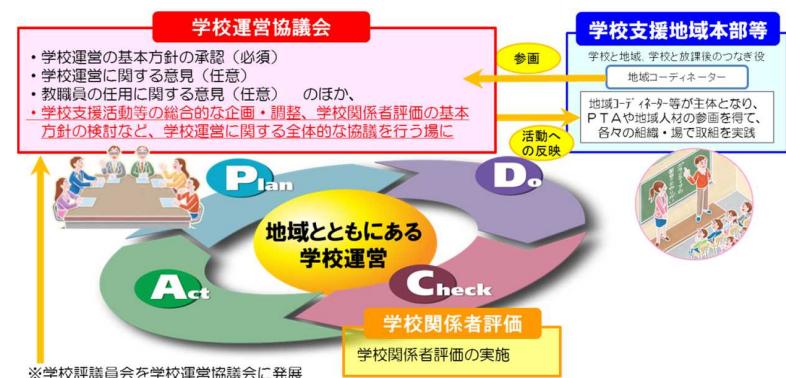
#### 1. コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進し、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

⇒学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展、学校関係者評議会から学校運営協議会への発展等を促進

#### 【推進のための具体的方策】

- ・一貫的に推進する取組に対する重点的支援
- ・コミュニティ・スクール設置の手引きの改訂
- ・CSマイスター、地域コーディネーター等の連携による推進運動等



#### 2. 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

- 組織としての力を最大限発揮するため、マネジメント力の強化が必要

#### 【推進のための具体的方策】

- ・教職員の研修機会・内容の充実に向けた支援
- ・教員養成段階における地域との連携・協働に関する意識付け
- ・地域連携の中核となる教職員の明確化、事務機能の強化

#### 3. 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進

- 保護者や地域が学校運営に対する意識を高め力を合わせる必要

#### 【推進のための具体的方策】

- ・保護者、地域関係者を広く集めたフォーラム等の開催、研修への支援
- ・学校支援地域本部の設置促進、地域コーディネーターの育成・機能強化

#### 4. 協働による学校を核とした地域づくりの促進

- 地方創生の観点等から、学校を核とした地域づくりの動きを促進

#### 【推進のための具体的方策】

- ・学校を核として地域づくりを実現している好事例の収集・発信
- ・首長部局等との協働による課題解決型学校モデルの構築

#### 5. コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- 類似の仕組みを段階的な姿として捉え、コミュニティ・スクールへの移行を促進

#### 6. 幅広い普及・啓発と戦略的な広報

- 制度の意義・成果等への理解を促すための教育長等への働きかけの促進

#### 7. 魅力(インセンティブ)の提供

- 教職員体制の整備充実など体制面・財政面等の負担の解消に向けた支援

#### 8. コミュニティ・スクール推進実行プラン(仮称)の策定

- 3,000校の推進目標の先を見据えたビジョンや具体策等を示したアクション・プランの策定・公表

### <都道府県・市町村の役割と推進方策>

- 各地方公共団体は、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指し、一層の拡大・充実に向けて取組を推進。

- 教育長や校長が力強いリーダーシップを発揮し、教職員等の研修やフォーラム等の開催による積極的な普及・啓発等を推進。

## 今後の学校運営協議会制度等の在り方(提言)

- 国は、以下の検討の方向性を踏まえ、引き続き具体的な検討を進める。

### 1. 現行の学校運営協議会の機能の取扱い

- 現行の学校運営協議会の機能は、引き続き備えるべき。  
特に、教職員の任用に関する意見の取扱いについて適切な理解を促す一方、当該機能を主活動に位置付けない柔軟な運用も提示。

### 2. 学校評議員から学校運営協議会への移行の促進

- 公立学校について、学校評議員から学校運営協議会への移行を積極的に促進。

### 3. 学校支援に係る機能の明確化

- 地域住民等の理解や協力、参画等が促進されるよう、学校運営協議会の機能の一つとして、学校支援活動等の総合的な企画・調整の機能の明確化を検討。

### 4. 学校関係者評議会に係る機能の明確化

- 学校運営協議会制度と学校評議会制度を有機的に組み合わせ、両者を一貫的に推進。

### 5. これからのコミュニティ・スクールの制度的位置付け

- すべての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するために、コミュニティ・スクールの仕組みの位置について検討。

# 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (第六次提言) 概要

平成27年3月4日 教育再生実行会議

## <将来予測>

- 今後10～20年程度で、47%の仕事が自動化
- 小学校に入学した子供の65%は大学卒業後、今存在しない職業に就職
- 頭脳労働までもがコンピュータにより代替

## <今後の教育の在り方>

- 社会に出たあとも学び続け、新たに必要とされる知識や技術を不斷に身に付けること
- 仕事以外の時間を創造的、生産的に過ごすための学びの機会を提供

- 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
- 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ
- 教育がエンジンとなって「地方創生」を

## <方向性・理念>

- ◎ 「教育」の力で地域を動かす
- ◎ 小中学校等で、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
- ◎ 地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

## <コミュニティ・スクール関連部分>(抜粋)

- 教育がエンジンとなって「地方創生」を  
◎ 地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む  
(前略)

少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められます。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展を目指すことが重要です。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要です。

(後略)

### (教育機関を核とした地域活性化)

- 国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援などに努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

# 学校運営協議会制度に関する参考資料

## 学校運営協議会の制度導入に至る経緯について

### 必要性

- ◆ 国民の学校教育に対する要請が多様化・高度化する中で、公立学校が国民の期待に十分応えることができるよう、公立学校の管理運営の活性化を図る必要。
- ◆ このため、地域の住民や保護者がより主体的に学校の運営に参画することを可能とすることにより、地域の住民、保護者の意向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼される学校づくりを進めることが重要。

### 関係答申等

- ★ 教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（平成12年12月22日）
- ★ 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)
- ★ 今後の学校の管理運営の在り方について（平成16年3月4日中央教育審議会答申）
- ★ 規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成16年3月19日閣議決定)

### 学校運営協議会制度の導入

※平成16年地教行法改正(※第47条の5に規定、平成16年9月9日施行)

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
2. 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
3. 指定学校的校長は、当該指定学校的運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校的学校運営協議会の承認を得なければならない。
4. 学校運営協議会は、当該指定学校的運営に関する事項(5の事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
5. 学校運営協議会は、当該指定学校的職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由する。
6. 指定学校的職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、5により述べられた意見を尊重するものとする。
7. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校的運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
8. 指定学校的指定及び指定の取消しの手続き、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

## 1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入(H16)により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

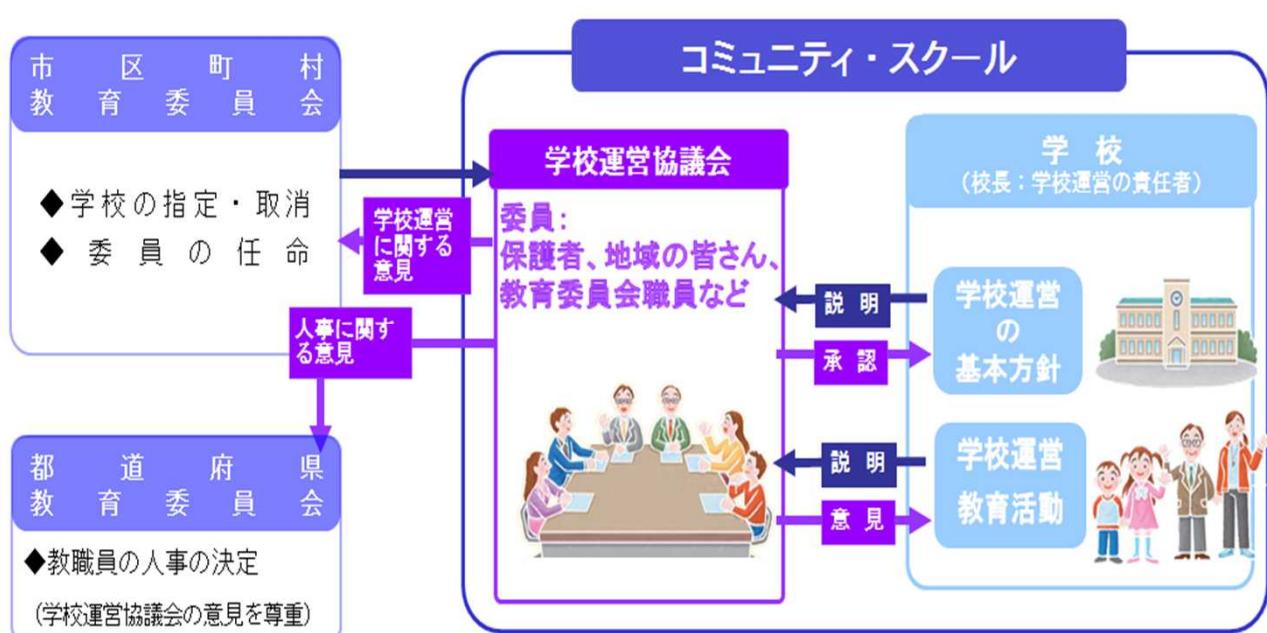
### ＜学校運営協議会の主な役割＞

(対象:公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

#### (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五)

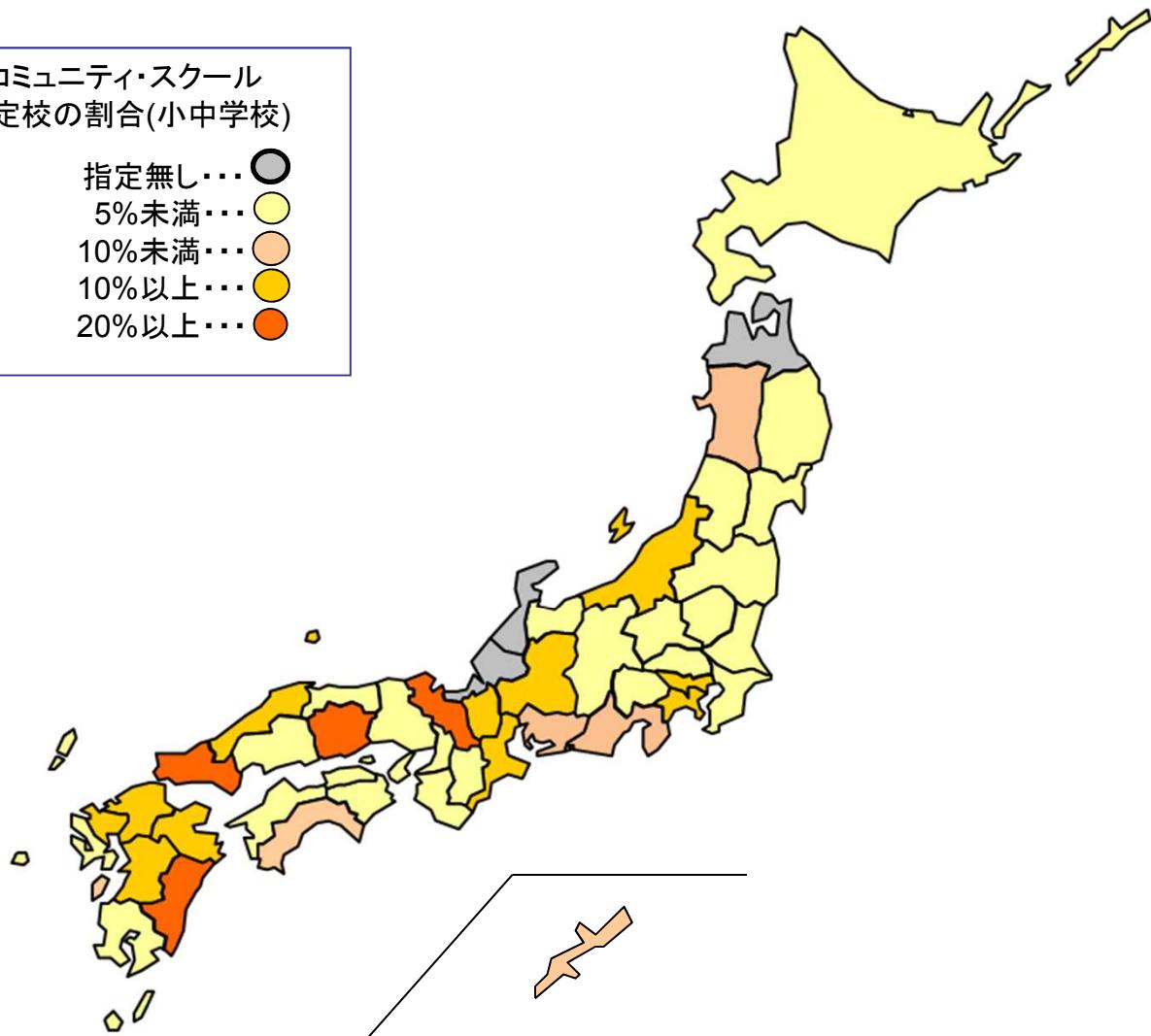
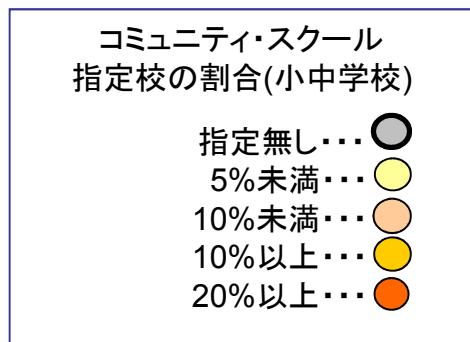
- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができる  
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

### ＜コミュニティ・スクールのイメージ＞



# 平成27年度 コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール：44都道府県内 2,389 校  
(幼稚園95、小学校1,564、中学校707、高等学校13、特別支援学校10)

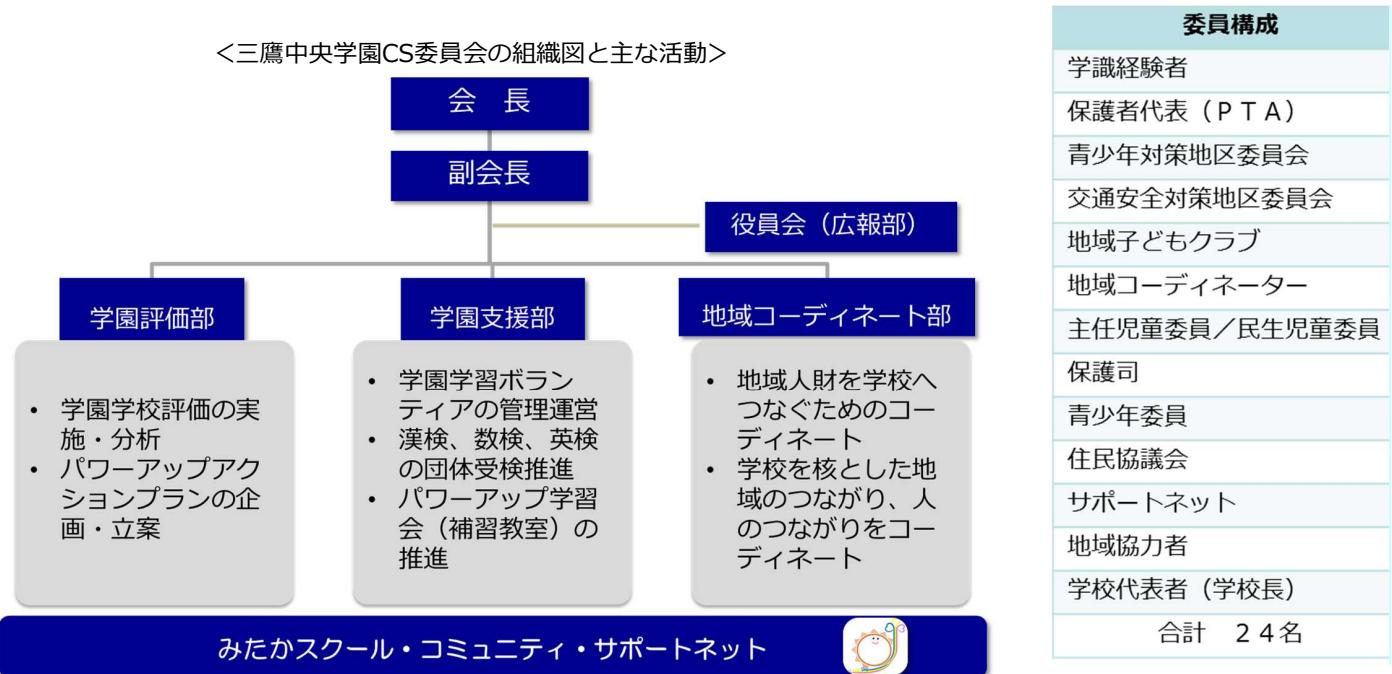


H26. 4. 1		470校増	H27. 4. 1	
幼稚園	94 園		幼稚園	95 園
小学校	1, 240 校		小学校	1, 564 校
中学校	565 校		中学校	707 校
高等学校	10 校		高等学校	13 校
特別支援学校	10 校		特別支援学校	10 校
合計	1, 919 校		合計	2, 389 校

# 小中9年間の子供の育ちを地域ぐるみで支援（東京都三鷹市）

- 平成20年度までに市内全22校を指定し、全中学校区で小中一貫コミュニティ・スクールを推進。
- 各小中学校の地域住民等が、小中一貫教育校（＝学園）の学校運営について一体となって協議・支援。
- 学園を構成する全ての指定学校の学校運営協議会で組織するコミュニティ・スクール委員会を設置し、学園内の各学校の運営に参画。
- コミュニティ・スクール委員会には、評価部会、支援部会、広報部会等の部会を設置し、委員が地域の力を学校教育の充実に生かすとともに、地域の活性化を図っている。

＜三鷹中央学園CS委員会の組織図と主な活動＞



## 三鷹中央学園パワーアップアクションプラン

2015年度

三鷹中央学園  
「目指す学園生像」

学校での取組

子どもの取組

家庭での取組

地域での取組

すすんで学ぶ人  
確かな学力をはぐくむ

- 魅力ある授業づくりを実践する
- 授業内容に関連した本を紹介し、読書への興味につなげる
- 授業と家庭学習の関連性を重視した指導を行う

- 話をよく聞き、分からぬことがあつたらそのままにしない
- 読書の習慣を身に付ける
- 宿題を忘れずにやり、時間のけじめをつけて家庭学習をする

- 子どもたちの学習内容に関心を持ち、声をかける
- 本に親しむ習慣を付ける
- 子どもが家庭学習に集中できるような環境(時間・場所)をつくる

- 学習に関わる地域の人財や環境づくりに協力する
- 学校図書館と地域の図書館が連携したり、読み聞かせなどのボランティアなどに協力する
- 放課後や長期休業中に子どもたちが学べる環境づくりや子どもが挑戦できる検定(漢検、英検、数検など)を行う

感謝と思いやり  
の心をもつ人  
豊かな人間性をはぐくむ

- 互いを認め合える学級をつくる
- 自分の子どもと交流し、協力する
- 「あいさつ」の言葉を「はい」を指す
- 感謝の気持ちを伝える

- 学校であつたことについて家で話す
- 友達のよいところを認めたり、思いやりのある声をかけたりする
- 自分から進んであいさつをする
- 自分から進んで「ありがとうございます」といふ

- 家庭での対話を大切にする
- 家庭で大人が率先して子どもにあいさつをする
- 家庭で大人が率先して子どもに感謝の気持ちを伝える
- 家庭で話し合い、毎日できるお手伝いを決め、継続させる

- 子どもの体験を深める活動を行う
- 大人が子どもにあいさつな手本を示す
- 子どもを褒める場をつくる

たくましい心と  
体をもつ人  
心身の健康をはぐくむ

- 時季運び
- 希望性
- 食生活
- 心の健康
- 指導する

義務教育9年間で育てたい子供像を明確にし、地域の方々や保護者とビジョンを共有。その上で、学校、家庭、地域、子供自身が熟議し、具体的なミッションを持って取組を実行。

の利用ルールを決める

地域・社会に  
貢献する人  
地域を愛する心と態度をはぐくむ

- 委員会や係活動で自分の役割をもって行動できるようにする
- 学校行事・地域行事を通して成長する環境をつくる
- 防災訓練を行い、災害に備える
- 地域と関わる学習でつながりを深める

- 自分の役割を責任をもって果たす
- ボランティア活動・地域行事に参加する
- 地域の防災訓練に参加する
- 一人ひとりが安全な過ごし方を考えて生活する。子ども同士声をかけあう

- 学校行事・地域行事に参加する
- 地域の防災訓練に参加する
- 家族で安全な過ごし方を考えて生活する

- 子どもにとって安全で安心な環境をつくる

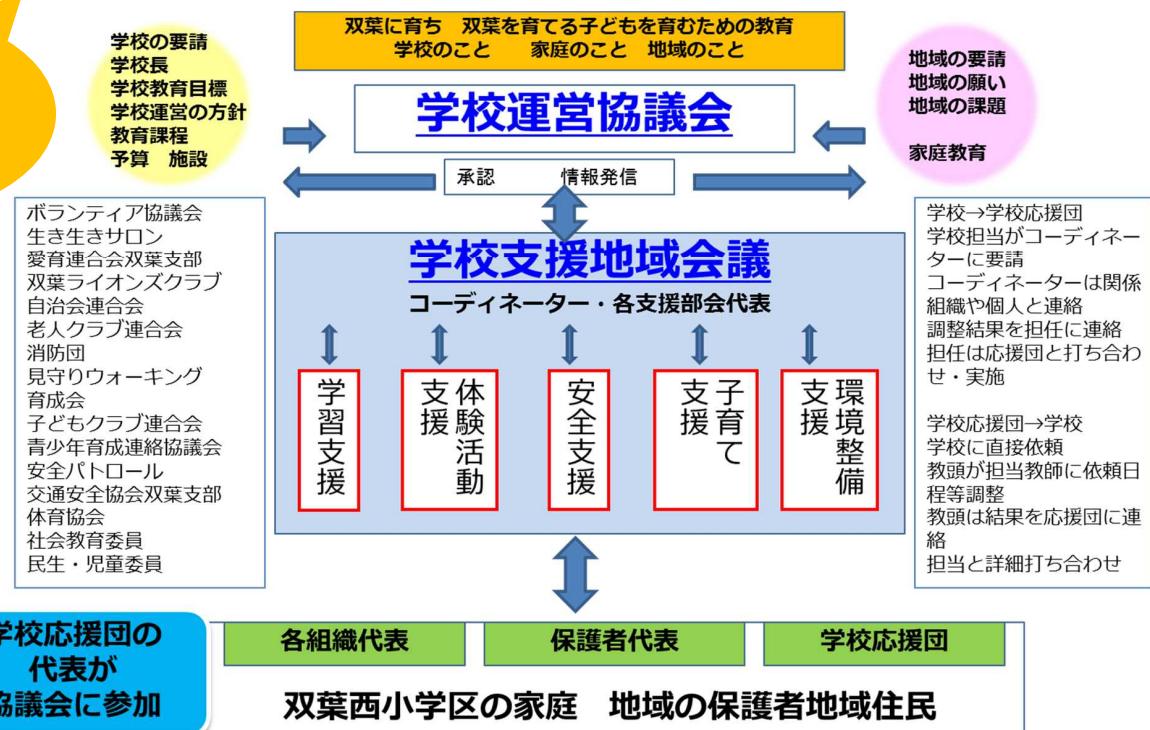
# コミュニティ・スクールがつなぐ地域と学校(甲斐市)

- 24年度から双葉西小学校をコミュニティ・スクールに指定。これまで西小が長い間培ってきた実践の内容や方法、組織を、学校・地域・保護者・行政が一緒になって見直し整理した結果がコミュニティ・スクール。
- コミュニティ・スクールと学校応援団を車の両輪として一体的に推進。

**学校運営協議会 = 学校運営に地域住民の声を反映させるための協議の場**  
**学校応援団 = 地域住民による学校支援活動が円滑に行われる仕組み**

今あるものを  
生かす視点!

2つの機能を  
有することで  
必要感のある  
CSに!



## 学校評価と学校支援地域本部を一体化した取組(岡山県矢掛町)

### ●学校評価をベースにコミュニティ・スクール連絡協議会を導入

平成18~21年度に実施した学校評価システム構築や第三者評価等の調査研究をもとに、平成23年度から町内全校をコミュニティ・スクールに指定。

学校運営協議会委員の人数を9~13名とし、当該校の教職員3名以外の地域住民、保護者代表、学識経験者は全て学校関係者評価委員を兼任。

年4~5回の学校運営協議会において、学校基本方針の承認、学校関係者評価の実施、町教委・県教委への要望の検討、次年度の基本方針についての協議と承認を実施。

### ●学校支援地域本部事業との連携で地域に支えられる学校に

平成20年度に学校支援地域本部事業を受託し、平成21年度からは各小中学校に地域コーディネーターを配置。

学校運営協議会委員の中に、地域コーディネーターや公民館関係者等が入ることで、学校支援地域本部事業等との連携が強化。

(学習支援、登下校安全、環境整備等のボランティアを的確に配置することが可能に)



子ども観光ボランティア

### ●児童生徒が地域行事に参画し、地域を支える学校に

児童生徒が地域行事へ参加するだけでなく、ボランティアとして地域行事を支えたり、行事の企画・運営に参加したりすることで、地域を支える学校になることを目指している。

- (例) ・子ども観光ボランティア
- ・地域の祭りの餅つきボランティア
- ・地域・小学校合同運動会ボランティア



地域の祭りの餅つきボランティア

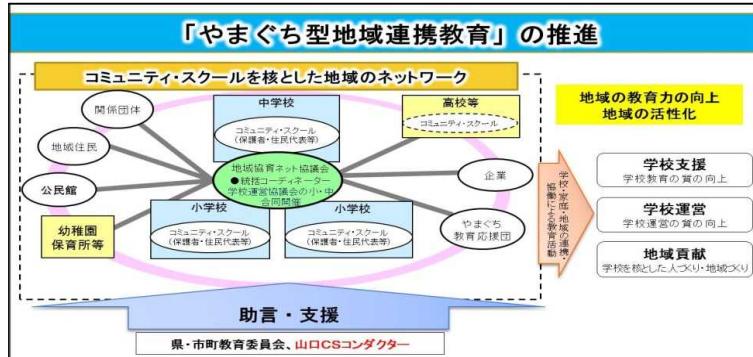
# コミュニティ・スクール推進に向けて教育行政が担う役割

## 社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進

### 山口県教育委員会

コミュニティ・スクール数：小学校264校（300校中）中学校143校（151校中）設置率：90.2%／平成27年4月1日現在

#### ● 「やまぐち型地域連携教育」の推進



山口県では、コミュニティ・スクールが核となり「地域協育ネット」の仕組みを生かした取組を推進。

各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進。

#### 【地域協育ネット】

おおむね中学校区を一つの単位とした、幼稚期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組み（H26年度末で県内全中学校区に設置）



「地域教育力日本一」研修会における熟議  
(全県から400名の学校関係者、地域関係者が参加)

#### ● 学校教育部局と社会教育部局が連携した研修会等の実施

全国に本県の取組を発信する「山口県コミュニティ・スクール推進フォーラム」（H27.12月開催予定）をはじめ、学校関係者や地域関係者等を対象とする県内全域の研修会（「地域教育力日本一」研修会）及び県内7地域での研修会を実施し、好事例の普及とともに推進の気運を醸成。

また、行政担当者（指導主事・社会教育主事等）の連絡会議を実施し、双方が連携してコミュニティ・スクールと地域協育ネットを一体的に推進。

#### ●これまでの成果と課題

- 成果：学校への理解・協力が進み、学校課題の解決や学校支援活動、学校の地域貢献活動の充実に寄与。
- 課題：学校によって取組に差が見られ、好事例の普及や人材育成等、行政による支援が必要。

## コミュニティ・スクールへの移行を視野に入れた 「熊本版コミュニティ・スクール」の推進

### 熊本県教育委員会

コミュニティ・スクール：59校（小33校、中26校）

熊本版コミュニティ・スクール：74校（小58校、中16校）／平成27年4月1日現在

#### ●学校運営協議会の要件と権限を緩和し、学校が主体的に協議会を設置

熊本県では、地域に開かれた学校づくりを目指して、「教育振興基本計画」にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進を掲げ、拡充に向けた取組を推進。

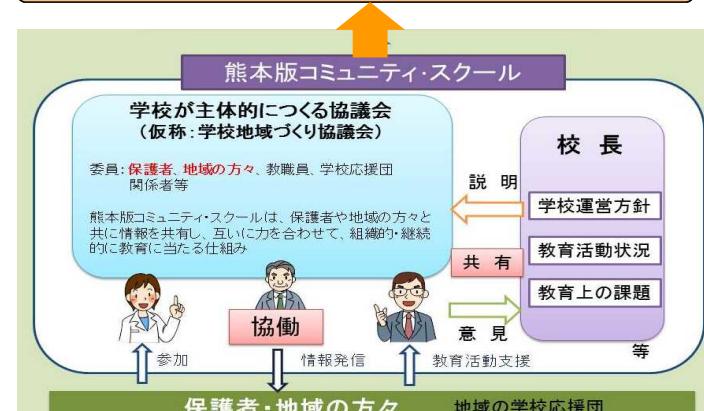
その前段階として、コミュニティ・スクールに指定されていない学校に、法的な要件や権限を緩和した「熊本版コミュニティ・スクール」を平成24年度から導入し、家庭・地域と連携・協働して児童生徒の成長を支えていく仕組みを整え、開かれた信頼される学校づくりを推進。そして、学校支援地域本部等との連携など、段階的に国の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」への移行につなげている。

#### ●『熊本版コミュニティ・スクール』の普及・啓発に向けて

「熊本版コミュニティ・スクール」では、「学校」が主体的に保護者と地域の方々が参加する協議会を設置し、各学校の教育課題等を共有。そして、その課題解決や改善に向けて共に話し合い、協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育活動に取り組んでいる。

また、「熊本版コミュニティ・スクール」についての趣旨の理解を深め、その導入を進めるとともに「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一層の拡充を図ることを目的として、地区別推進シンポジウムを開催。（平成26・27年度：10地区で開催）

#### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

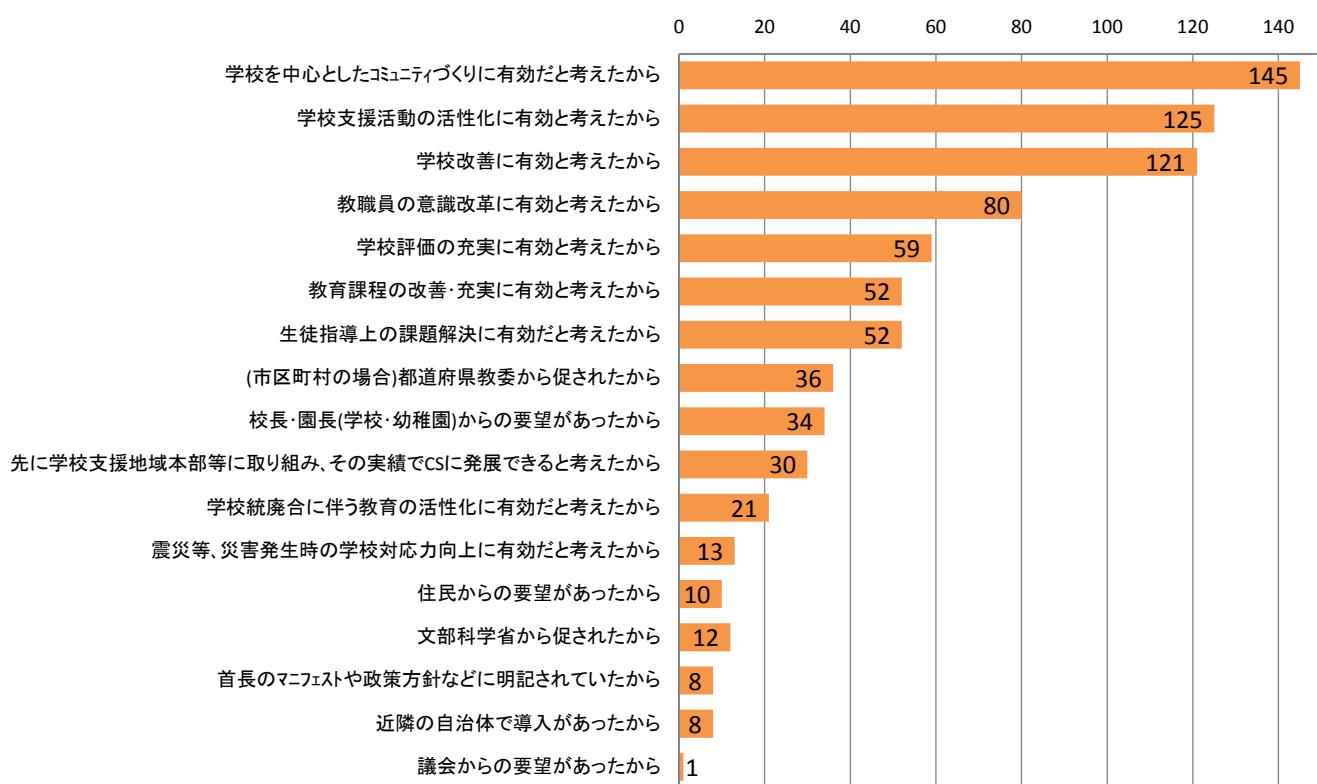


【地区別推進シンポジウムの様子】

# これからのコミュニティ・スクールの在り方に関する参考資料

## コミュニティ・スクール指定の理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)